

ジェンダー平等社会の実現に向けて

第6次すいた男女共同参画プラン

2026-2030

(素案)

吹田市

- 原則として年号は和暦で記載し、括弧書きで西暦を併記します。ただし、図表中は西暦で記載します。
- グラフ中の数値は、端数処理の都合上、内訳と合計が一致しない場合があります。

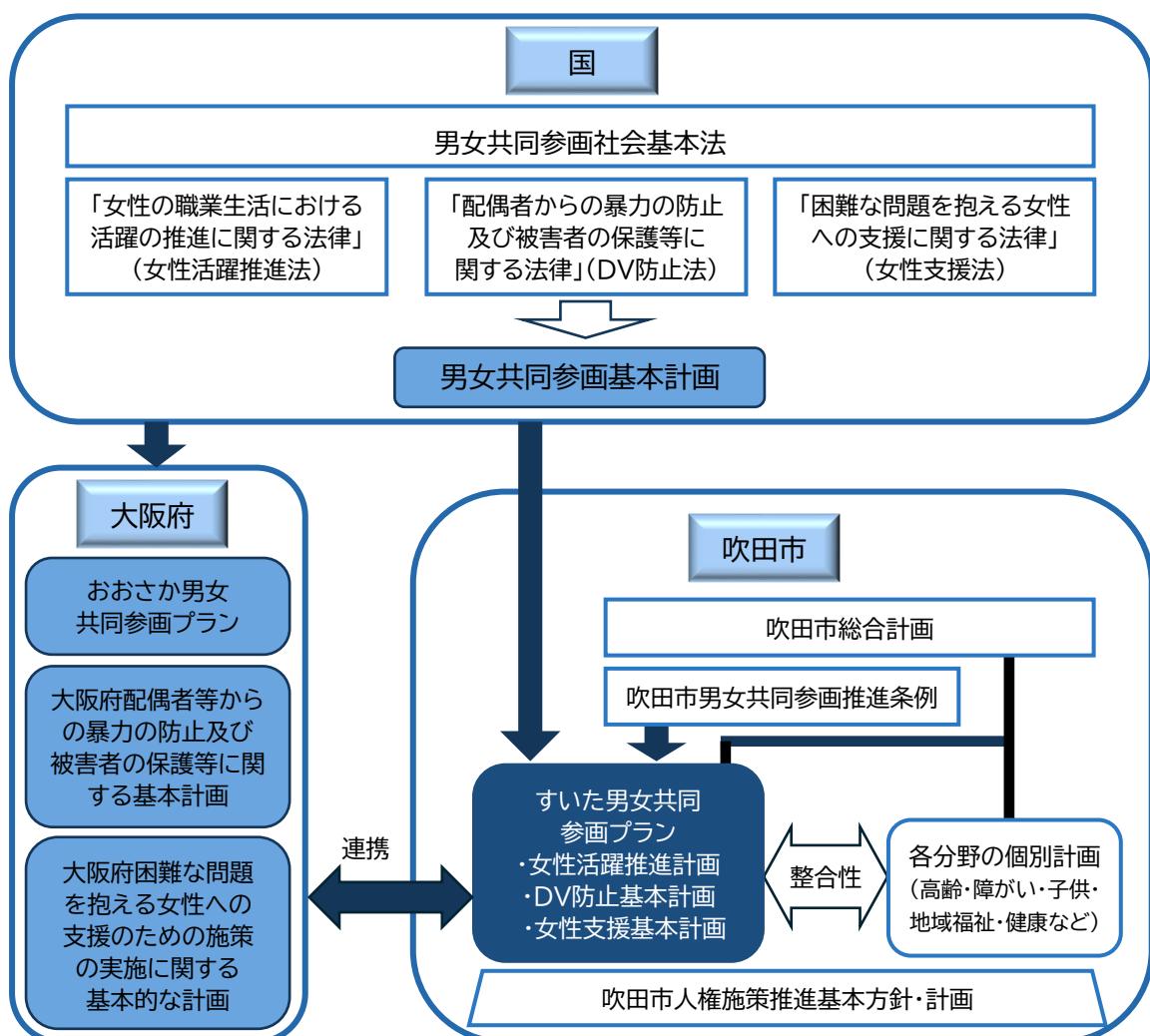
目次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画の位置づけ	1
2 計画がめざすまち	2
3 計画の名称	2
4 計画の期間	2
5 計画の構成	2
6 SDGsとの関係	2
第2章 計画の策定にあたって	4
1 背景	4
2 世界・国・大阪府の動向	5
3 吹田市の状況	8
4 第5次プランの達成状況	14
5 第6次プランに向けて	17
第3章 施策の内容	20
1 施策の体系図	20
2 現状と課題、主な取組	22
基本方向1 あらゆる分野における男女共同参画の推進	22
基本施策1 政策や方針決定の場への女性の参画拡大	22
基本施策2 就労の場における男女平等の推進	24
基本施策3 仕事と生活における男女共同参画の推進	28
基本施策4 地域における男女共同参画の推進	33
基本方向2 ジェンダーに基づく暴力の根絶と安心・安全な暮らしの実現	36
基本施策1 暴力の根絶のための基盤づくり	36
基本施策2 DVの根絶と被害者支援	40
基本施策3 困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備	47
基本施策4 ライフステージに応じた健康支援	51
基本方向3 男女共同参画社会の実現に向けた環境の整備	54
基本施策1 男女共同参画意識の醸成	54
基本施策2 男女共同参画に関する拠点施設の活用促進	60
第4章 計画の推進	63
1 庁内における推進体制	63
2 市民と行政との協働	63
3 計画の進行管理及び検証	63
4 計画推進のための目標値(一覧)	64

第1章 計画の基本的な考え方

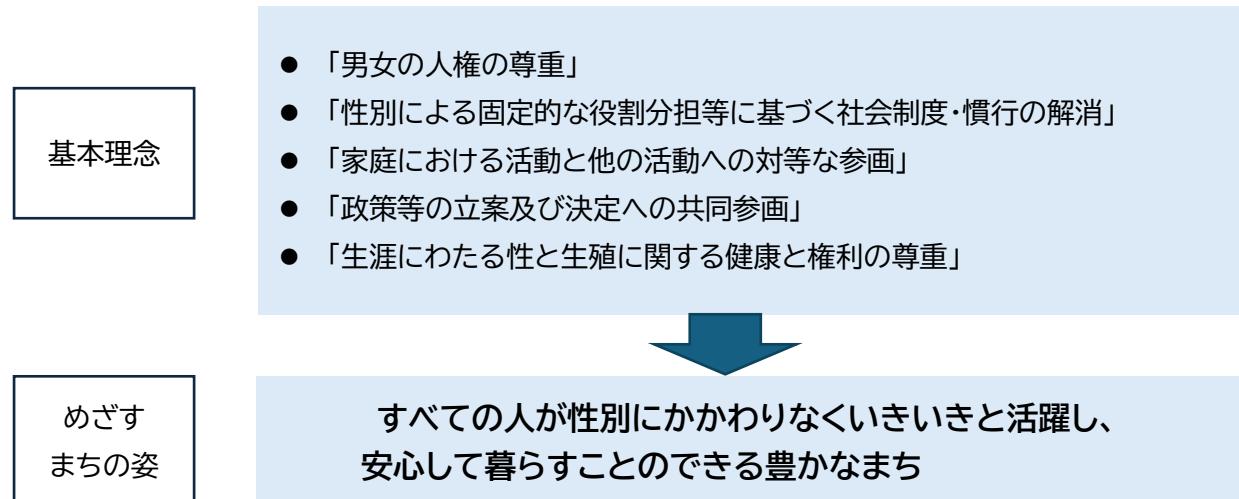
1 計画の位置づけ

- (1)「男女共同参画社会基本法」に基づき、国の「男女共同参画基本計画」及び大阪府の「おおさか男女共同参画プラン」を踏まえ、男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進する計画です。
- (2)「吹田市男女共同参画推進条例」に基づき、現行の「第5次すいた男女共同参画プラン」を継続・発展させるものです。
- (3)「吹田市総合計画」を上位計画とする人権分野の個別計画であるとともに、他の個別計画との整合性をもたせたものです。
- (4)「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下、「女性活躍推進法」という。)に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(女性活躍推進計画)」を含むものです。
- (5)「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下、「DV防止法」という。)に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画(DV防止基本計画)」を含むものです。
- (6)「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(以下、「女性支援法」という。)に基づく「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本計画(女性支援基本計画)」を含むものです。



2 計画がめざすまち

吹田市男女共同参画推進条例では、男女共同参画社会の実現を目指して、5つの基本理念を定めています。その理念をもとに「すべての人が性別にかかわりなくいきいきと活躍し、安心して暮らすことのできる豊かなまち」を計画がめざすまちの姿とします。



3 計画の名称

吹田市男女共同参画推進条例に基づく計画として、5次にわたり策定されてきたすいた男女共同参画プランの名称を継承し、「第6次すいた男女共同参画プラン」とします。

4 計画の期間

計画の期間は令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)までの5年間とします。

5 計画の構成

基本理念のもと、めざすまちの姿を実現させるために3つの基本方向を定め、基本施策ごとに現状と課題及びこれにつながる市の取組や計画推進のための指標を設定するとともに、市民の取組を示しました。

6 SDGsとの関係

平成27年(2015年)に国連で採択されたSDGsでは、ゴール5に「ジェンダー平等とすべての女性及び女児のエンパワーメント」を掲げています。そして、2030 アジェンダにおいて、「ジェンダー平等とすべての女性及び女児のエンパワーメント」は、すべてのゴールを達成するために必要不可欠な手段であるとされています。

本市の第6次プランにおいても、あらゆる取組にジェンダーの視点を取り入れ、更なるジェンダー平等の実現を目指します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2章 計画の策定にあたって

1 背景

平成11年(1999年)に「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の実現を21世紀の日本社会を決定する最重要課題として位置づけて以降、国では第1次から第5次にわたる男女共同参画基本計画に基づく様々な施策が取り組まれてきました。

本市においても、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的として、平成14年(2002年)に吹田市男女共同参画推進条例を制定するとともに、翌年には条例に基づく具体的な行動計画である「すいた男女共同参画プラン」(第1次プラン)を策定しました。その後、平成20年(2008年)に第2次プラン、平成25年(2013年)に第3次プラン、平成30年(2018年)に第4次プランを策定し、令和5年(2023年)に策定した第5次すいた男女共同参画プランでは、あらゆる分野における女性の参画拡大、DVを始めとするあらゆる暴力の根絶、男女共同参画社会を実現するための意識醸成に取り組んできました。しかしながら、指導的地位における女性の参画は進んでおらず、令和6年(2024年)に実施した「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」によると、男女間の不平等感は依然として解消されていません。

また、複雑化、複合化する困難な問題を抱える女性への支援、女性の社会進出に伴う仕事と生活の調和のための環境づくり、増加傾向にあるDVや児童虐待などの暴力に対する取組など、さらに取り組むべき課題が生じています。

このような社会情勢を踏まえ、すべての人が性別にかかわりなくいきいきと活躍し、安心して暮らすことのできる豊かなまちを目指して、新たに令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)までを計画期間とする第6次すいた男女共同参画プランを策定します。

2 世界・国・大阪府の動向

(1)世界の動向

国際連合(以下、「国連」という。)は、昭和50年(1975年)に第1回世界女性会議を開催し、国内、国際両面において行動の指針となる「世界行動計画」を採択しました。昭和54年(1979年)に国連総会で採択された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」は、あらゆる分野で女性に対する差別を撤廃すること、法的差別だけでなく、差別的な慣習・慣行を修正・撤廃するためのあらゆる措置をとることを締約国に義務付けています。

平成5年(1993年)の世界人権会議では、女性に対する暴力は人権問題と位置づけられ、同年の国連総会において「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択されました。

平成27年(2015年)には「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、「ジェンダー平等とすべての女性及び女児のエンパワーメント」が持続可能な開発目標(以下、「SDGs」という。)の一つとして位置づけられました。

令和元年(2019年)に日本で開催された「G20 サミット(金融・世界経済に関する首脳会合)」の成果文書である「G20 大阪首脳宣言」では、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントは、持続可能で包摂的な経済成長に不可欠である」と明記されました。

令和5年(2023年)に日本で初めて、G7 栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合が開催され、新型コロナウイルス感染症拡大下において、女性が雇用の調整弁となるなど、経済・雇用分野でのジェンダー不均衡が喫緊の問題として取り上げられました。議論の成果としてまとめられた「G7 ジェンダー平等大臣共同声明(日光声明)」では、コロナが女性・女児に及ぼした不均衡な悪影響を、包括的に検討・分析した上で、女性の経済的自立や女性に対する暴力等の課題に関して、今後の取組方針が示されました。

(2)国の動向

男女雇用機会均等法の制定:昭和60年(1985年)

活発化する国際的な男女の機会均等の達成に向けた動きを受けて、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇を確保するための法的整備が行われ、「勤労婦人福祉法」の一部改正により「男女雇用機会均等法」が制定されました。この法律は、女性労働者が性別により差別されることなく、かつ、母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるようになりますことを基本理念としています。

男女共同参画社会基本法の制定:平成11年(1999年)

男女共同参画社会の実現を促進するための法的根拠となる「男女共同参画社会基本法」が制定され、翌年、同法に基づいて「男女共同参画基本計画」が策定されました。

DV防止法の施行:平成13年(2001年)

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために成立した法律であり、配偶者からの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることが明記されました。

女性活躍推進法の制定:平成27年(2015年)

働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、求職者に資する情報公開を行うことが事業主(国や地方公共団体、民間企業等)に義務付けられました。

働き方改革関連法の成立:平成30年(2018年)

長時間労働の是正と多様で柔軟な働き方の実現や公正な待遇の確保を目的として、労働基準法等の関連法が改正されました。

DV防止法及び児童福祉法の改正:令和元年(2019年)

DV対応と児童虐待対応との連携強化に向け、相談機関として児童相談所が法文上明記されるとともに、保護の適用対象としてDV被害者の同伴家族が含まれることなどが盛り込まれました。

育児・介護休業法の改正:令和3年(2021年)

男性の育児休業取得の促進を図るため、出生時育児休業制度の創設や、子が1歳までの育児休業の分割取得など、柔軟な育児休業の枠組みが導入されました。

女性支援法の制定:令和4年(2022年)

女性が抱える問題が多様化、複雑化する中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として令和4年(2022年)に「女性支援法」が成立し、令和6年(2024年)に施行されました。この法律において、「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点が明確に規定されました。

DV防止法の改正:令和5年(2023年)

接近禁止命令等の申し立てを行うことができる被害対象者の拡充や接近禁止命令等の期間伸長など、保護命令制度が拡充されました。また、保護命令違反が厳罰化されました。

LGBT理解増進法の制定:令和5年(2023年)

性的指向・性自認の多様性について国民の理解を深め、全ての国民が互いを尊重し共生できる社会の実現を目指す理念法で、国や地方公共団体が理解増進のための施策を推進する役割を定め、差別や偏見をなくすことを基本理念としています。

民法等の一部改正:令和6年(2024年)

父母の離婚等に直面する子の利益を確保するため、子の養育に関する父母の責務を明確化するとともに、親権・監護、養育費、親子交流、養子縁組、財産分与等に関する民法等の規定が見直されました。この改正により、離婚後の父母双方を親権者と定めること(共同親権)が可能となりました。

この法律は、一部の規定を除き、上記公布の日から起算して2年を超えない範囲において政令で定める日に施行されます。(令和8年(2026年)5月までに施行予定)

女性版骨太の方針 2025 の決定:令和7年(2025年)

正式名称は「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2025」であり、女性活躍・男女共同参画の推進に向けて、「女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり」「全ての人が希望に応じて働くことができる環境づくり」「あらゆる分野の意思決定層における女性の参画拡大」「個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会の実現」「女性活躍・男女共同参画の取組の一層の加速化」の5つの柱に沿って、横断的な視点を持ち、速やかな取組の推進をめざすものです。

女性活躍推進法の改正:令和7年(2025年)

令和8年(2026年)3月31日までの時限立法として制定された同法の期限を10年間延長とともに、職員の男女の給与の額の差異及び管理的地位にある職員に占める女性職員の割合の情報の公表が義務付けられました。

(3) 大阪府の動向

大阪府では、平成13年(2001年)に男女共同参画社会基本法に基づき「おおさか男女共同参画プラン」を策定し、平成14年(2002年)に「大阪府男女共同参画推進条例」が施行されました。令和3年(2021年)には「おおさか男女共同参画プラン(2021-2025)」を策定し、市町村との連携協力、府民や府内の企業、NPO等多様な主体と力を合わせて取組を推進するとしています。

また、大阪府では、社会情勢の変化を鑑みて、平成20年(2008年)に作成した「男女共同参画社会の実現をめざす表現の手引き」から新たに「男女共同参画社会の実現をめざす表現ガイドライン」を令和3年(2021年)に作成し、固定観念や偏見の助長につながらないように意識した情報発信に取り組んでいます。

そして、困難な問題を抱える女性への福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能することを目指すために、令和6年(2024年)に「大阪府困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」が策定されました。

女性相談支援員の充実や保護を必要とする人を見逃さないために府・市町村との連携の強化の取組を促進するとしています。

3 吹田市の状況

(1) 人口と世帯の動向

本市の人口は平成7年(1995年)以降増加に転じ、現在も増加傾向にあります。平成30年(2018年)と令和7年(2025年)で比較すると、371,753人から386,330人と14,577人増加しています。

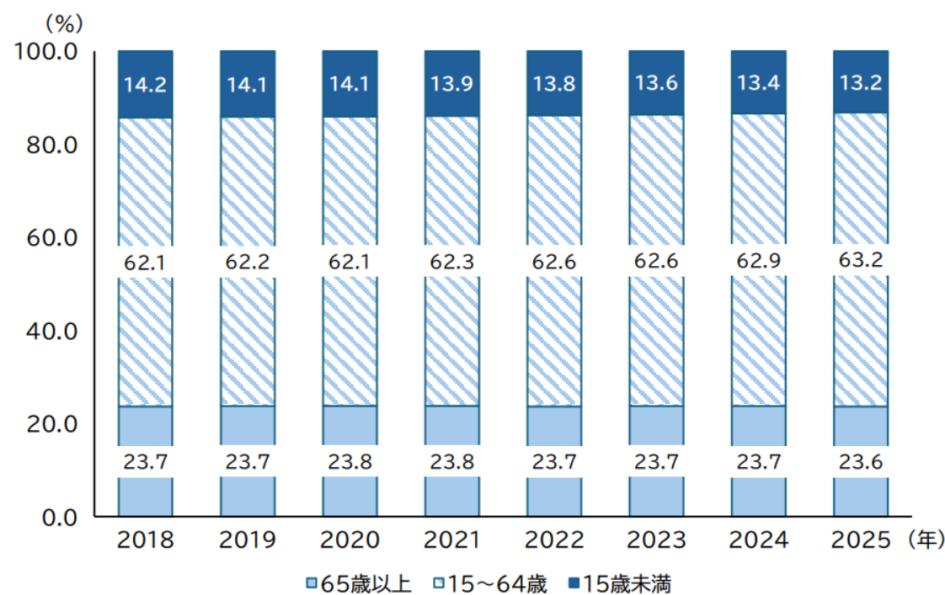
年齢別でみると、令和7年(2025年)の年少人口(0歳~14歳)は50,993人、生産年齢人口(15~64歳)は244,033人、老人人口(65歳以上)は91,304人で、平成30年(2018年)と比較すると、年少人口は減少し、生産年齢人口及び老人人口は増加しています(図1参照)。高齢化率は全国の29.3%(令和6年10月1日現在)に対し、23.6%で横ばいとなっています(図2参照)。

(図1)吹田市の人口



資料:住民基本台帳(各年9月末人口)

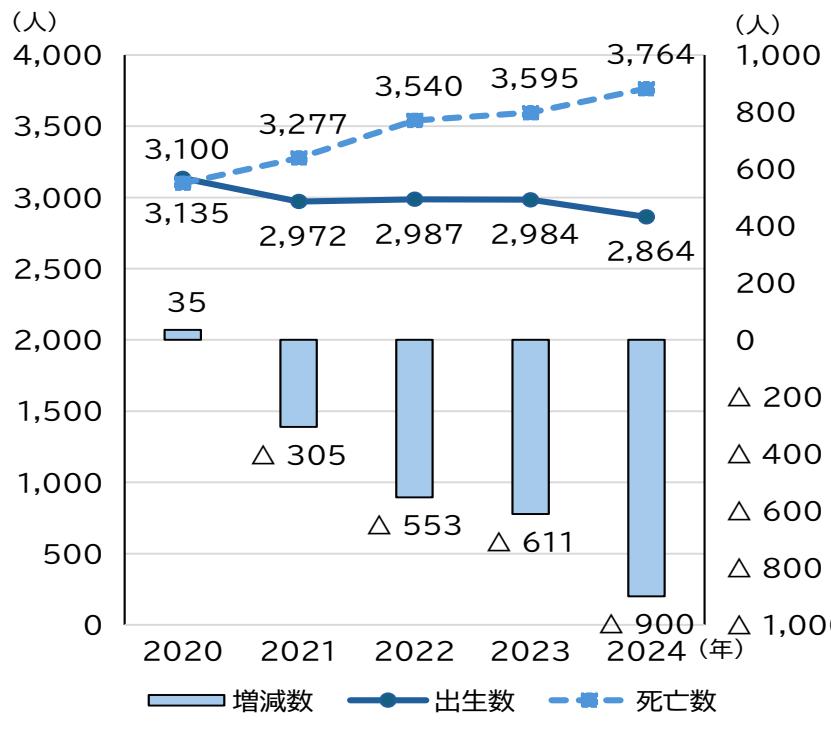
(図2)吹田市の人口割合



資料:住民基本台帳(各年9月末人口)

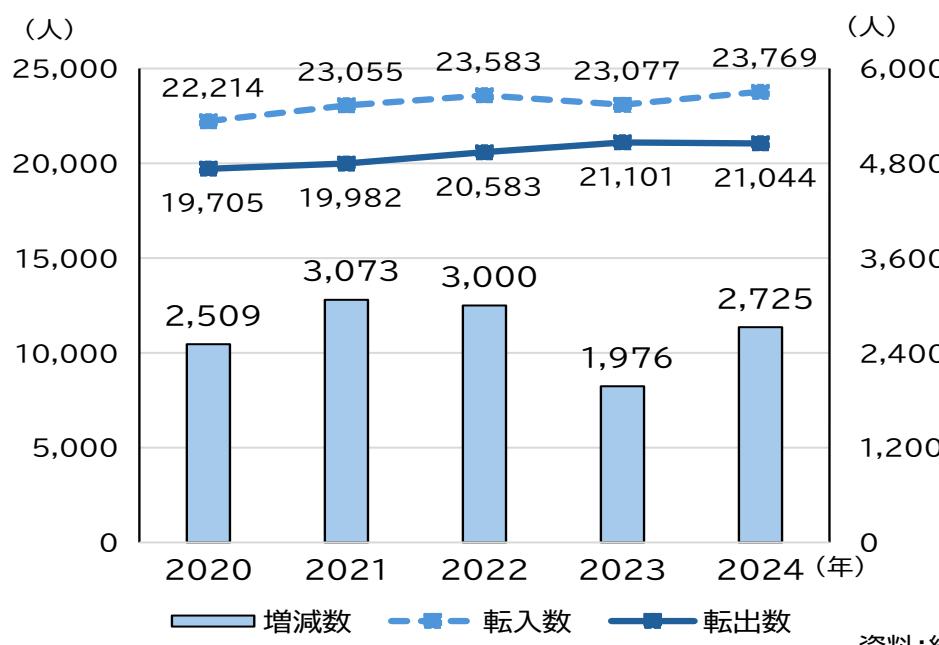
また、本市の出生数と死亡数をみると、令和2年(2020年)に一度出生数が上回る自然増に転じていますが、その後、出生数が減少し、死亡数は年々増加しているため、出生数と死亡数の差が大きくなり、自然減の状態となっています(図3参照)。一方で、転入者と転出者については、常に転入者が多い社会増の状態が続いています(図4参照)。

(図3)吹田市の出生数と死亡数



資料:総務室・市民課

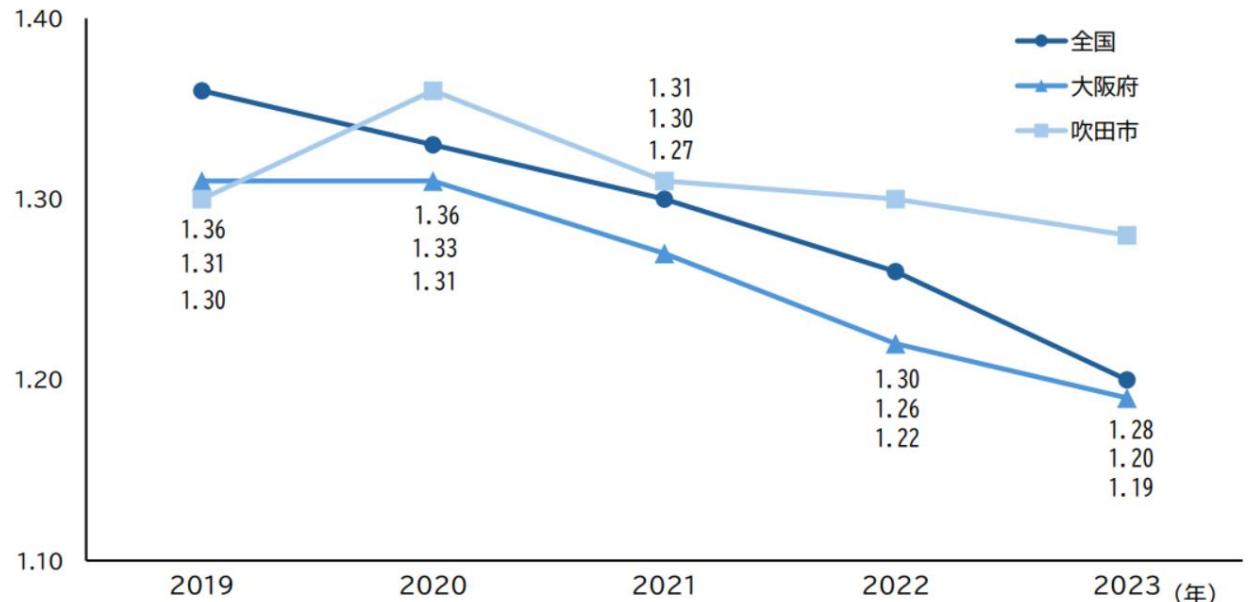
(図4)吹田市の転入者数と転出者数



資料:総務室・市民課

一人の女性が生涯に産む子供数の平均を示す合計特殊出生率については、全国、大阪府、吹田市ともに減少傾向にあります。本市は全国及び大阪府より高い数値で推移しており、令和5年(2023年)は1.28となっています(図5参照)。

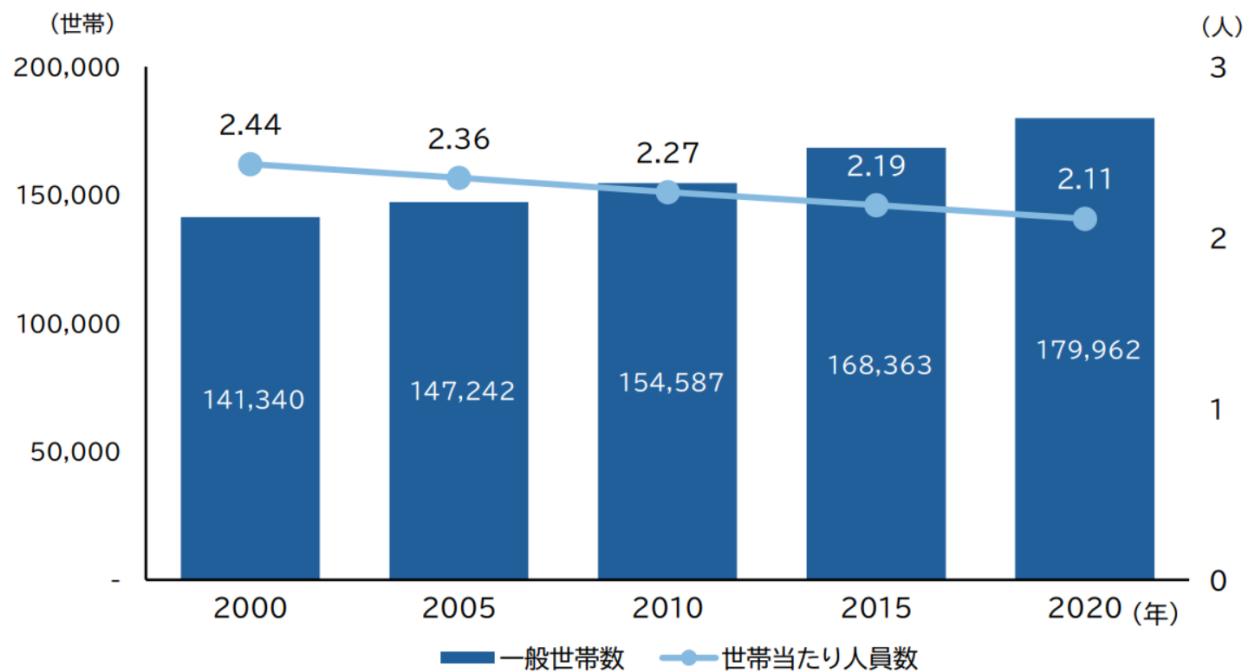
(図5)合計特殊出生率



資料:吹田市は企画財政室 全国・大阪府は厚生労働省「人口動態調査」

令和2年(2020年)の本市の一般世帯数は179,962世帯で、1世帯当たりの人員数は2.11人です。平成12年(2000年)の141,340世帯、2.44人と比べると、一般世帯数は増加傾向ですが、1世帯当たりの人員は縮小傾向にあります(図6参照)。

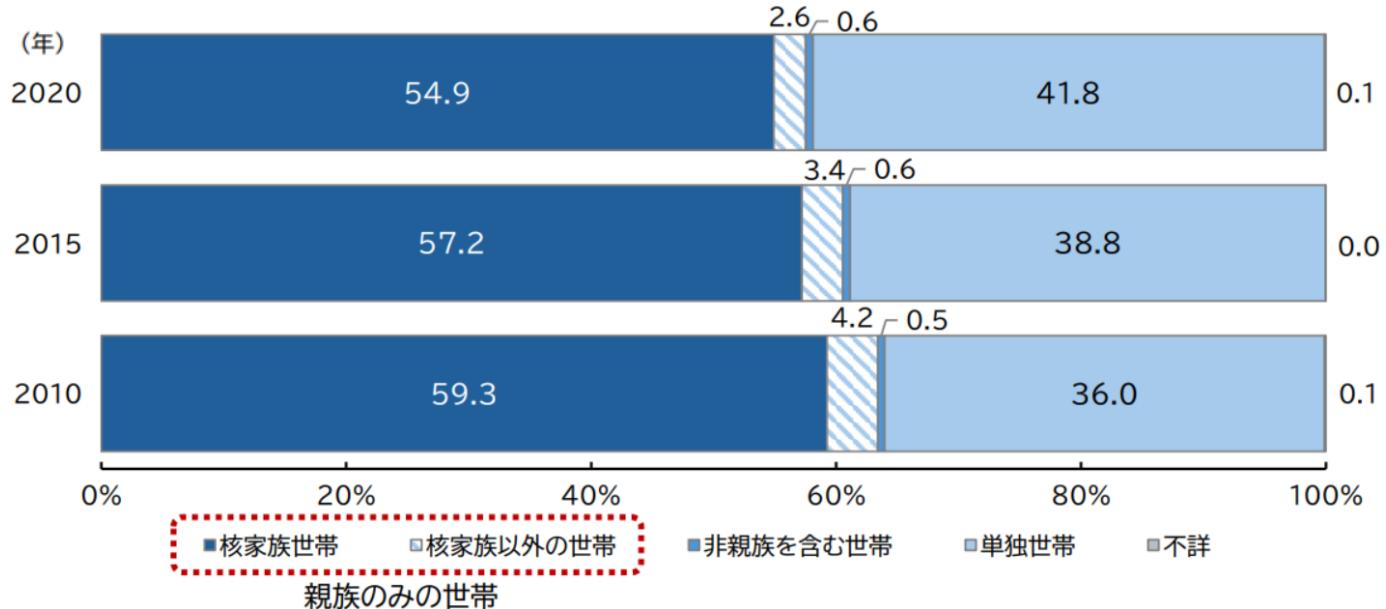
(図6)一般世帯数・世帯当たり人員数



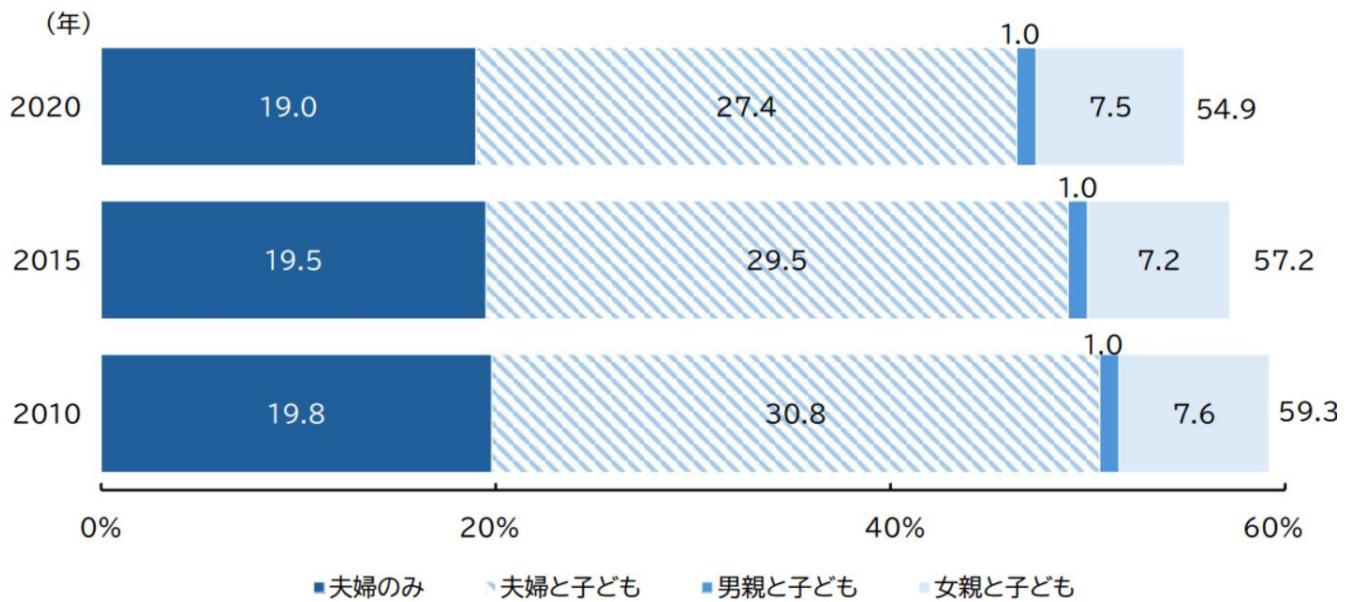
資料:令和2年(2020年)総務省「国勢調査」

世帯類型別の構成比をみると、親族のみの世帯のうち「核家族世帯」及び「核家族以外の世帯」は平成22年(2010年)から5年ごとに減少を続けており、対照に「単独世帯」は増加しています(図7参照)。「核家族世帯」の内訳をみると、「夫婦のみ」の世帯、「夫婦と子ども」世帯が減少しています(図8参照)。

(図7)家族類型の構成比



(図8)「核家族世帯」の内訳



資料:令和2年(2020年)総務省「国勢調査」

(2)男女共同参画に関する市民意識

第6次プラン策定の基礎資料とするため、令和6年度(2024年度)に「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」を実施しました。市内に在住する18歳以上の2,000人に調査票を送付し、848人の回答を得て、有効回収率は42.4%でした。



男女共同参画に関する市民意識・実態調査報告書

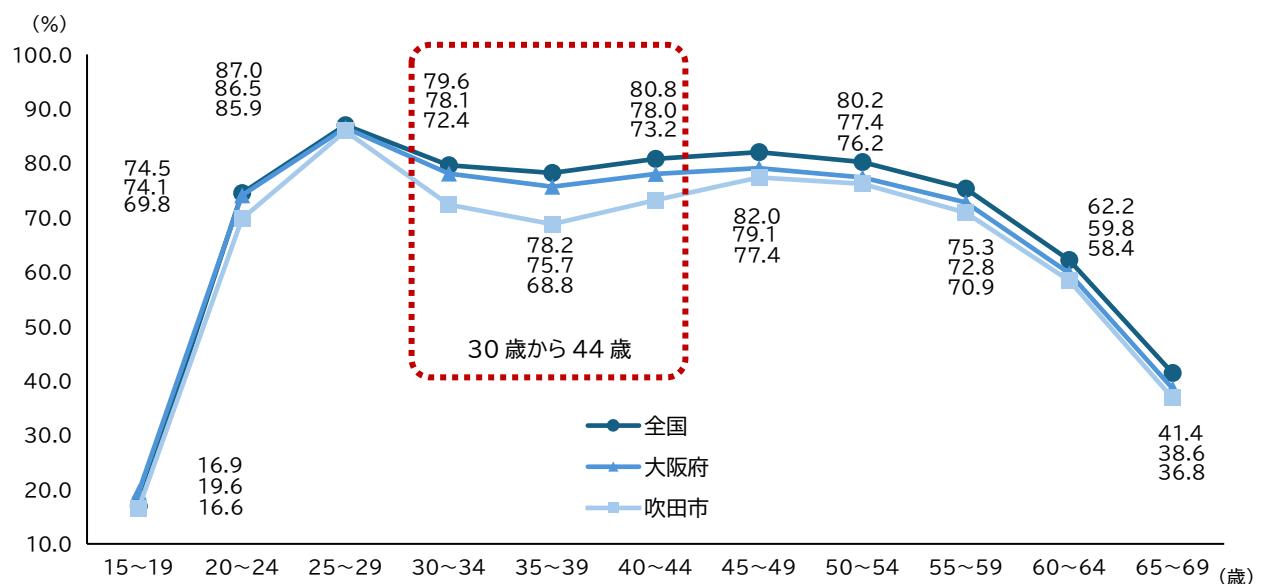
(3)女性の就労状況

女性活躍推進法や働き方改革関連法に基づく官民の取組により、本市においても女性の年齢階級別労働力率を示す、いわゆるM字カーブは解消に向かっていますが、依然として30歳から44歳までの労働力率は低い傾向にあります。

令和2年(2020年)の国勢調査では、本市の女性の30歳から34歳の労働力率は72.4%、35歳から39歳は68.8%で、全国や大阪府と比較してM字の谷間の落ち込みが大きくなっています(図1参照)。

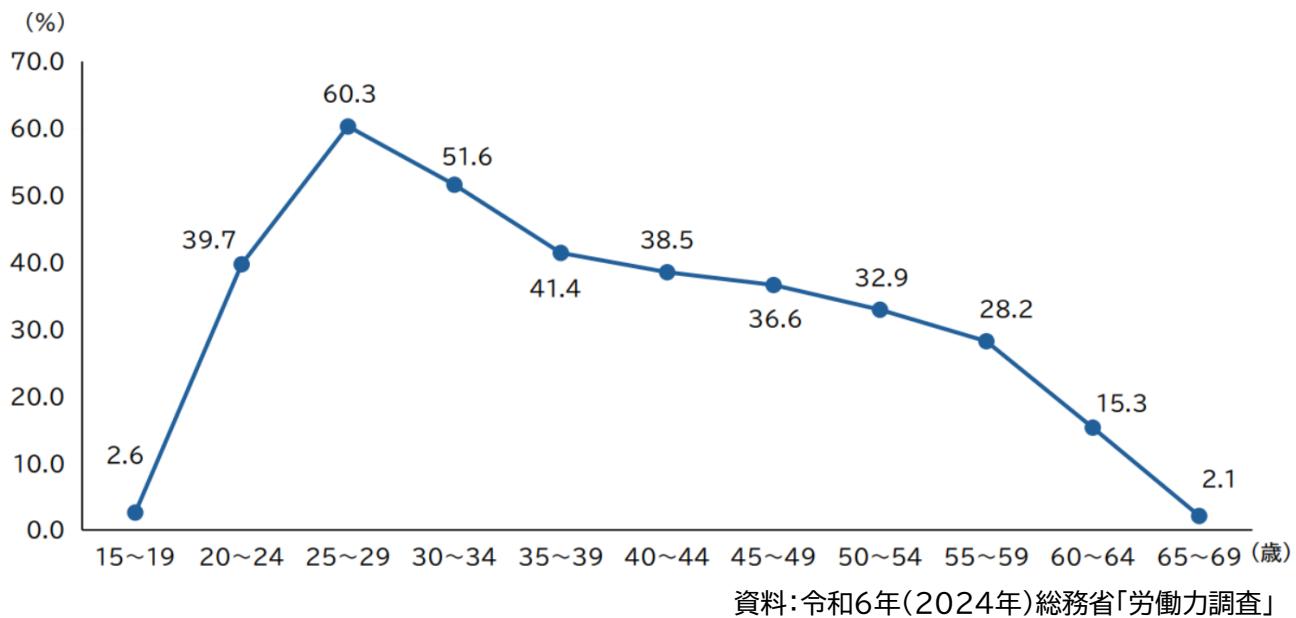
また、女性の年齢階級別正規雇用比率を見ると、25~29歳をピークに低下し、30代、40代などは非正規雇用が中心となる状況(L字カーブ)が見られます。これは、出産時に退職、または働き方を変え、育児後に非正規で働くケースが多いと考えられます(図2参照)。

(図1)女性の年齢階級別労働力率(全国・大阪府・吹田市)



資料:令和2年(2020年)総務省「国勢調査」

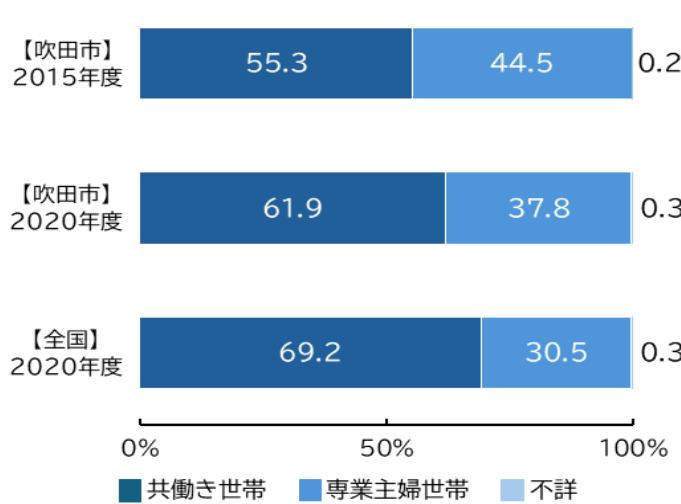
(図2)女性の年齢階級別正規雇用比率(全国)



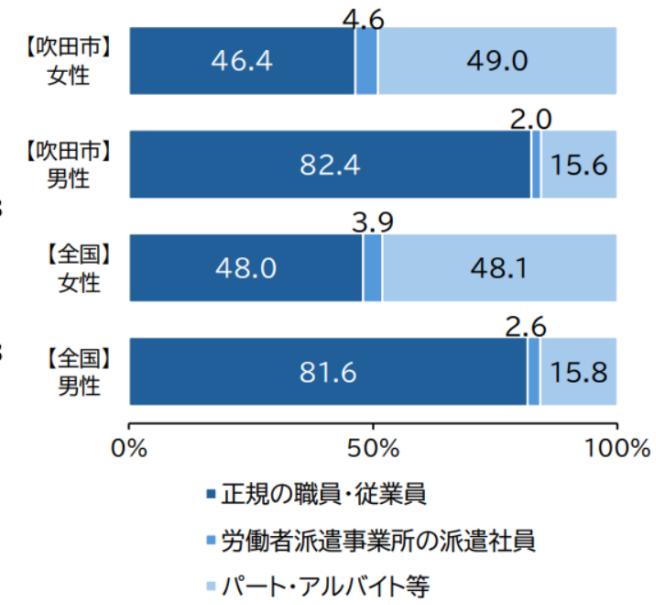
本市においても、専業主婦世帯は減少傾向、共働き世帯は増加傾向にあります。令和2年(2020年)の専業主婦世帯の割合は37.8%で、全国平均の30.5%と比較するとやや高くなっています(図3参照)。

一方、本市の働く女性の正規雇用率は46.4%で、全国平均の48.0%に比べて1.6ポイント低くなっています。本市の男性の正規雇用率の82.4%と比較すると大きな差があります(図4参照)。

(図3)共働き世帯と専業主婦世帯の割合



(図4)正規・非正規雇用の割合



資料:令和2年(2020年)総務省「国勢調査」

4 第5次プランの達成状況

本市では、第5次プランに基づき、様々な施策や取組を実施し、男女共同参画の推進を図ってきました。第5次プランで設定した目標値の達成状況は次の通りです。

評価方法	A:目標を達成している又は目標の達成に向けて計画どおり進んでいる B:目標を達成していないが計画最終年度には目標を達成する見込みである C:目標を大きく下回っている又は目標の達成に向けた進捗が遅れており取組の強化が必要である
------	--

基本方向1 あらゆる分野における男女共同参画の推進

基本方向1 主な指標の達成状況

政策や方針決定における女性の参画状況として、「市職員の管理職(課長代理級以上)に占める女性の割合」及び「吹田市防災会議における女性委員の割合」はプラン策定時から増加しました。少しずつ女性の参画が進んできていますが、いずれも目標値には達していません。

「女性を対象とした就労に関する講座数」は、新しいテーマの講座に取り組むなどしたことにより、講座全体のバランスの中で目標値を下回りました。

ワーク・ライフ・バランスの推進に関する取組では、「育児休業・介護休業制度の利用があった事業所の割合」は目標値には達していません。「男性市職員の育児休業取得率」は現状値では目標値を大きく超えているものの、増減があるため、恒常に目標値を維持できるよう今後も取組を継続していく必要があります。

	No	指標	プラン策定時 (2021年度)	現状値 (2024年度)	目標値 (2025年度)	目標達成度評価
基本課題1	1	市職員の管理職(課長代理級以上)に占める女性の割合	25.5% (2022年度)	26.5%	30%以上	C
	2	審議会等委員における女性の割合	30.1% (2022年度)	31.9%	40%～60%	C
	3	女性委員がいない審議会等の割合	7.9% (2022年度)	4.9%	解消する	C
基本課題2	4	女性を対象とした就労に関する講座数	4講座	1講座	5講座	C
	5	管理職への登用において「平等である」と思う人の割合	21.4% (2020年度)	27.1%	40%以上	C
基本課題3	6	男性市職員の育児休業取得率	31.6%	75.0%	50%以上	A
	7	育児休業・介護休業制度の利用があった事業所の割合	12.6%	15.3%	20%以上	C
	8	事業所を対象としたワーク・ライフ・バランスに関する啓発の実施回数	3回	5回	5回	A
基本課題4	9	吹田市防災会議における女性委員の割合	19.4%	22.9%	30%以上	C

基本方向2 暴力の根絶と安心・安全な暮らしの確保

基本方向2 主な指標の達成状況

「配偶者や交際相手から何らかの暴力を受けたがどこにも相談しなかった人の割合」はプラン策定時より減少し、相談につながった人が増加したものの、目標値を達成できていません。本市のDVの相談窓口である「すいたストップ DV ステーション」の認知度は、効果的な啓発がでておらず、プラン策定時より減少し、目標値を大きく下回っています。どのような行為が DV にあたるのかを知つてもらうとともに、相談窓口の更なる周知に努め、DV の被害を受けた人を適切な支援につなげる必要があります。

また、「生活困窮者に対する就労支援により就労につながった人の割合」は現状で目標値をクリアできつてはいますが、安定的に高い水準を維持できるよう、継続して取り組んでいく必要があります。

	No	指標	プラン策定時 (2020年度)	現状値 (2024年度)	目標値 (2025年度)	目標 達成度 評価
基本課題1	1	ハラスメントの相談窓口もしくは制度を定めている事業者の割合	21.4% (2021年度)	27.9%	40%以上	C
	2	セクシュアル・ハラスメントが同性間でも成立することを知つてゐる人の割合	56.7%	63.7%	70%以上	B
基本課題2	3	すいたストップDVステーションの認知度	16.3%	14.1%	30%以上	C
	4	中学校におけるデートDV予防啓発実施校数(※)	13校 (2021年度)	11校	18校 (すべての市立中学校)	B
	5	配偶者や交際相手から何らかの暴力を受けたがどこにも相談しなかった人の割合	48.0%	44.6%	30%未満	C
基本課題3	6	「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の認知度	14.5%	15.7%	25%以上	C
	7	子宮がん・乳がん検診受診率	子宮がん 49.8% 乳がん 51.4% (2018年度)	子宮がん 50.5% 乳がん 49.7% (2022年度)	子宮がん 50% 乳がん 増加	B
基本課題4	8	生活困窮者に対する就労支援専門員が関わる支援により就労につながった割合	41.3% (2021年度)	60.9%	50%	A
	9	ひとり親家庭への就業支援により就業につながった人の割合	87.5% (2021年度)	76.0%	100%	B
	10	「LGBT」の認知度	73.2%	83.8%	90%以上	B

(※)男女共同参画センターが実施した啓発実施校数

基本方向3 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり

基本方向3 主な指標の達成状況

社会全体での男女の地位の平等感や、男女が共に個性や能力を発揮できる社会になってきているという認識は、ほぼ横ばいとなっており、社会における男女の平等感に対しては大きな変化が生じていません。一方で、SDGsやジェンダー・ギャップ指数等の男女共同参画に関する知識の認知度は大きく上昇しており、市民の関心は高くなっていると考えられます。同様の傾向は他市町でも見られ、社会全体で男女平等に対する意識が強まっているからこそ、現状を平等と認識していない人が増加しているとも考えられます。

本市における男女共同参画の推進にかかる拠点施設である吹田市男女共同参画センター「デュオ」の認知度は横ばいとなっており、本市における男女共同参画の取組の周知が十分にできているとは言えない状況です。市民に取組を知つてもらえるよう情報発信を強化すると共に、活動内容を更に充実させる必要があります。

	No	指標	プラン策定時 (2020年度)	現状値 (2024年度)	目標値 (2025年 度)	目標 達成度 評価
基本課題1	1	「男は仕事、女は家庭」と思う市民の割合	女性 20.5% 男性 26.9%	女性 14.4% 男性 27.4%	男女とも 15%未満	C
	2	社会全体として男女の地位は平等であると思う市民の割合	15.5%	14.3%	30%以上	C
	3	男女が共に個性や能力を発揮できる社会になってきていると思う市民の割合	34.2% (2018年度)	37.2% (2022年度)	40%以上	B
	4	吹田市男女共同参画推進条例の認知度	35.1%	26.4%	50%以上	C
基本課題2	5	男女共同参画・ジェンダー平等に係る教育の際の指導方法に関する教職員への研修・講座内容に対する肯定的評価率	97.5% (2021年度)	100%	100%	A
基本課題3	6	「SDGs」の認知度	40.3%	81.9%	80%以上	A
	7	「ジェンダー・ギャップ指数」の認知度	19.5%	45.9%	30%以上	A
	8	児童・生徒の学校教育等の支援のための通訳者派遣回数	428回	948回	450回以上	A
基本課題4	9	吹田市立男女共同参画センター「デュオ」の認知度	18.7%	18.9%	30%以上	C

5 第6次プランに向けて

第6次プランにおいては、第5次プランまで行ってきた取組を継続・発展させながら、以下のとおり、第5次プランでは達成できていない課題や、新たな社会課題などに取り組み、ジェンダー平等社会の実現を目指します。

基本方向1 あらゆる分野における男女共同参画の推進

自らの意思に基づいて、誰もが個性や能力を発揮できる社会を実現するためには、互いを尊重し、多様性を認めあう意識を持ち、性別による偏りを是正することが重要です。

第5次プランの計画期間において、市職員の管理職（課長代理級以上）に占める女性の割合は横ばいで、目標値の30%には達していません。本市における審議会等の女性の参画状況として、女性委員の割合はプラン策定時より増加しており、女性委員がいない審議会等の割合は減少傾向にあります。いずれも目標値は達成できていませんが、少しずつ女性の参画が進んでいるといえます。

令和6年度（2024年度）の「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」によると、就労の場での性別による差について、「募集・採用」「賃金」「管理職への登用」などの調査項目すべてで前回調査より「男性の方が優遇されている」と思う人の割合が減少し、「平等である」と思う人の割合が増加しています。しかしながら性別でみると、「平等である」と思う人の割合はすべての項目で女性より男性の割合が高くなっています。

希望するすべての人が安心して働き続けるためには、性別による待遇等の格差を是正するほか、男女とともに家事・子育て・介護等を担い、仕事と家庭生活を両立できる環境づくりが必要です。男性市職員の育児休業取得率は第5次プラン策定時の31.6%から75.0%と大きく上昇しました。厚生労働省の「雇用均等基本調査」によると、全国の企業・事業所における男性の育児休業取得率は近年、大きく増加していますが、女性と比べると依然として差が見られます。

地域活動では、地域の多様化する課題やニーズに対応していくため、性別や年齢等により役割が固定化されることなく、多様な視点を取り入れることが重要です。リーダーとなる人の性別の偏りが少なくなってきたいる活動や団体もありますが、まだまだ差が見られる活動や団体もあります。

社会全体で、性別にかかわりなく、ともにあらゆる活動へ参画することの意義への認識を高めることはもちろん、参画を妨げる要因として、政策や方針決定の場、就労の場、家庭、地域生活において課題や困難が生じていないかを把握し、改善する取組が必要です。

基本方向2 ジェンダーに基づく暴力の根絶と安心・安全な暮らしの実現

誰もが安心して暮らすことができる社会に向けて、ジェンダーに基づくあらゆる暴力やハラスメントを許さない意識を一人一人が持ち続けることや、被害を受けた人が迅速に相談でき、必要な支援を受けられる環境づくりが必要です。

第5次プランにおいても、暴力やハラスメントに関する適切な認識を周知・啓発し、相談しやすい環境づくりの取組を進めていますが、配偶者や交際相手からの暴力（DV）は潜在化しやすく、被害者が外部へ相談しにくい状況がみられ、相談できなかった人は依然として存在している実情にあります。

本市においても、配偶者暴力相談支援センターの機能を持つ「すいたストップ DV ステーション」を設置していますが、その認知度は 14.1%と低い状態であるため、DV に対する相談窓口の周知に努めるとともに、関係機関との連携を強化し、被害者の保護、自立支援に取り組みます。

高齢者、障がい者、ひとり親家庭、外国人などで生活上の困難を抱えている人は、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合があるため、安心して暮らすことができる社会の実現に向けて、相談窓口の充実や、自立に向けた支援の実施、包括的な支援の提供が必要です。

また、誰もが健康で自分らしく生きていくためには、男女が互いの性差を理解し、互いの特徴を知ったうえで尊重していくことが大切です。特に女性は心身の状態が年代に応じて大きく変化する特性があるため、ライフステージに応じた心と身体の健康について、正しい知識を身につけ、自ら主体的に健康づくりに取り組む必要があります。そのため、より一層の啓発や正しい知識の普及に努め、一人一人に自らの健康に対する関心を高めてもらうことが重要です。

基本方向3 男女共同参画社会の実現に向けた環境の整備

市民意識調査によると、「男は仕事、女は家庭」という認識は、未だに一部に根付いており、特に男性はその認識が強い傾向にあります。また、社会全体での男女の地位の平等感や「男女が共に個性や能力を発揮できる社会になってきている」という認識も第5次プランの目標値には届かず、まだまだ男女共同参画社会の実現には至っていないのが現状です。第6次プランにおいても、引き続き、男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成に取り組みます。

意識の醸成を行うに当たっては、まだ子供の頃から、それぞれの発達段階を踏まえ、人権尊重やジェンダー平等意識について教育を行うことが固定的性別役割分担意識の解消につながり、すべての人が個性と能力を発揮しながらいきいきと生活することができる社会へつながる基礎となります。

また、学校教育の現場以外でも、あらゆる世代やあらゆる場において啓発を行っていくことが大切です。

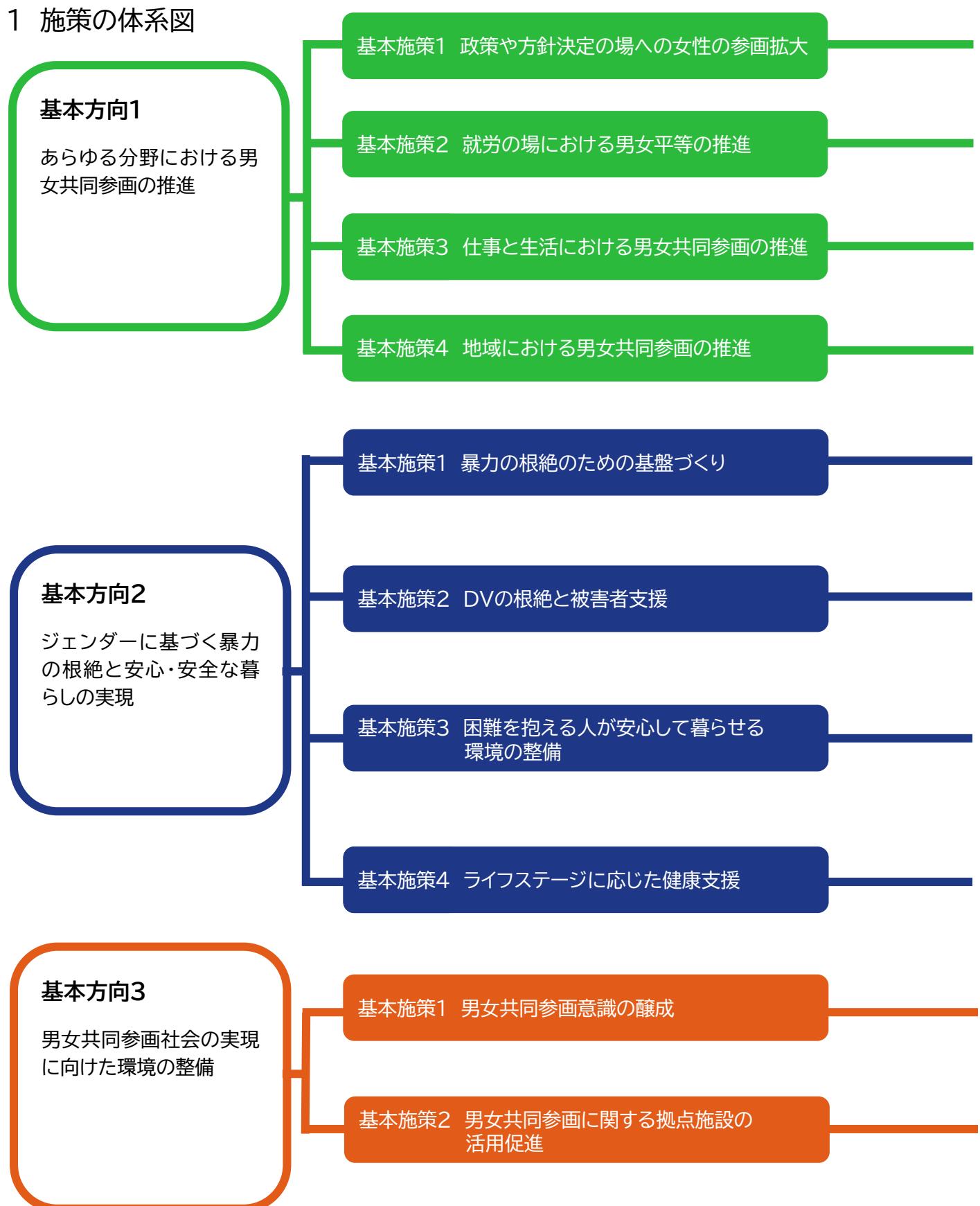
家庭、地域、就労の場、団体等においても、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)が根強く存在しており、これを解消するための意識改革と理解の促進を図ります。

また、一人一人の性の在り方は多様であり、個人の尊厳にかかわる大切な問題です。本市では、誰もが自分の性的指向・性自認を尊重され、性の多様性を認め合い、自分らしく生き、その個性を発揮できる社会づくりを目指します。

本市では、男女共同参画センターを拠点施設として、市民との交流や連携を図りながら協働して男女共同参画の推進に取り組んでいます。残念ながら、男女共同参画センター「デュオ」の認知度は、令和6年(2024年)現在で2割未満と低く、市民にその取組や活動が知られていないことから、引き続き、男女共同参画センターがより多くの人に利用され、男女共同参画の推進につながるよう、活動内容の改善に努めています。

第3章 施策の内容

1 施策の体系図



主な取組

- 1 市政等に関わる政策・方針の立案・決定過程への女性の参画拡大
2 市審議会等委員への女性の参画拡大

女性活躍
推進計画

- 1 事業所における女性活躍の推進
2 女性の就労の支援と能力開発の支援
3 積極的格差是正や仕事と家庭の両立支援に取り組む事業所への支援

女性活躍
推進計画

- 1 長時間労働の是正をはじめとする働き方の見直し
2 男性の家事・育児・介護への参画を促進する環境の整備
3 仕事と子育ての両立のための環境の整備

女性活躍
推進計画

- 1 地域活動におけるジェンダー平等の推進
2 防災・防犯分野における女性の参画拡大

- 1 暴力の根絶のための意識啓発と環境整備
2 性犯罪・性暴力に関する取組の推進
3 ハラスメント防止体制の整備と啓発の推進

女性活躍推進計画

- 1 DV防止に向けた啓発の推進
2 相談体制の整備充実
3 児童虐待防止対策との連携強化
4 被害者保護と自立支援の強化
5 DV加害者の更生支援

重点施策

DV 防止
基本計画

女性支援
基本計画

- 1 貧困・高齢・障がいにより困難を抱える人への支援
2 ひとり親家庭に対する支援
3 在住外国人に対する支援
4 その他困難を抱える人への支援
5 支援対象者への包括的な支援の提供

重点施策

女性支援
基本計画

- 1 思春期における心とからだの健康づくりの推進
2 妊娠・出産期における健康支援
3 性差に応じた健康づくりの推進と介護予防の普及啓発の推進
4 性と生殖についての理解の促進

- 1 生涯にわたる男女共同参画・ジェンダー平等に係る教育の推進
2 あらゆる世代・分野の市民に対する男女共同参画の効果的な啓発活動の推進
3 多様な性に関する理解の促進

重
点
施
策

- 1 市民との協働・連携
2 男女共同参画センターの機能の充実と利用の促進

2 現状と課題、主な取組

基本方向1 あらゆる分野における男女共同参画の推進

基本施策1 政策や方針決定の場への女性の参画拡大

現状と課題

男女共同参画社会の実現には、性別にかかわらず誰もがあらゆる分野に参画し、性別に偏らない意見や視点が政策・方針決定の場で反映されることが重要です。しかしながら、本市においても政策・方針決定の場の多くを男性が占めており、女性の意見や視点が十分に反映されているとは言えない現状にあります。

本市における管理職(課長代理級以上)に占める女性の割合は増減を繰り返し25~26%を推移しており、第5次プランで目標としていた30%には達していません(図1参照)。

また、本市における審議会等の女性の参画状況として、女性委員の割合については、およそ30%で推移しています。一方、女性委員がいない審議会等の割合は年々減少し続けており、令和6年度(2024年度)には4.9%に達しました(図2参照)。

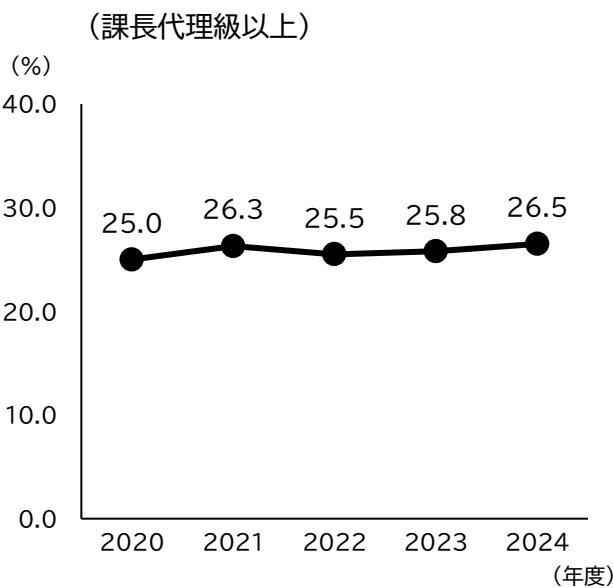
審議会等の委員には、団体の推薦を受けることが多いことから、可能な場合は女性の推薦を受けるなど、女性委員がいない審議会等を無くすための取組が必要です。

また、本市が率先して女性の登用や育成に取り組み、管理職等における女性の割合を増やすとともに、地域における団体や企業等に対して女性参画の意義や重要性を呼びかけ、積極的な登用を働きかけていく必要があります。

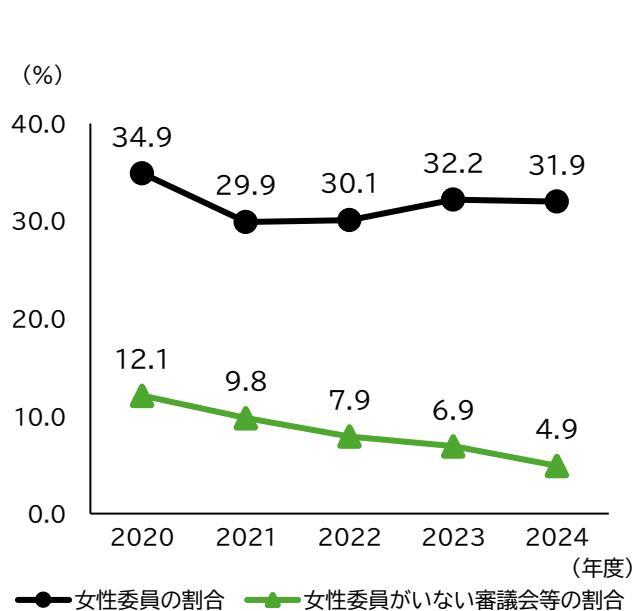
今後の方向性

- 多様な視点が政策立案や決定に的確に反映されるよう、政策や方針決定の場で女性の登用を進めるとともに、その重要性を啓発します。

(図1)吹田市職員における女性の登用状況



(図2)審議会等の女性の参画状況



資料:人事室

資料:人権政策室

計画推進の指標

指標	現状値	目標値 (2030年度)
市職員の管理職(課長代理級以上)に占める女性の割合	26.5% (2024年度)	30%以上
審議会等委員における女性の割合	31.9% (2024年度)	40%~60%
女性委員がいない審議会等の割合	4.9% (2024年度)	解消する

主な取組

1 市政等に関わる政策・方針の立案・決定過程への女性の参画拡大

女性市職員等の管理職への登用を促進するとともに、女性の参画の重要性の啓発や、本市における女性活躍の実情や関連情報を発信・啓発することで、市全体での女性参画の拡大を図ります。

	取組の具体的な内容	主な担当室課
1-1-1	女性職員の活躍を推進するため、職員の意識向上を図る研修等の開催や働きやすい職場づくりを進めるとともに、役職者・管理職への登用を積極的に進めます	人事室
1-1-2	市職員における女性管理職の割合を公表するとともに、市の政策・方針の立案・決定過程への女性の参画の重要性について啓発します	人権政策室
1-1-3	女性教職員の管理職登用を促進するため、長期的な視野で計画的に候補者を育成し、取組を進めます	教職員課

2 市審議会等委員への女性の参画拡大

	取組の具体的な内容	主な担当室課
1-1-4	審議会等における女性の参画状況を調査し、女性委員が少ない審議会等を所管する担当室課へ働きかけを行い、審議会等委員への女性の参画を推進します	企画財政室 人権政策室

市民のみなさんも取り組んでみませんか

市には様々な分野でまちづくりに関する会議があり、傍聴したり、市民委員として参画できるものもあります。

吹田市ホームページで
審議会等の一覧を
見てみる

自分が関心のある
分野や内容の会議録
で地域の課題を知る

審議会等を傍聴する

基本施策2 就労の場における男女平等の推進

現状と課題

令和6年度(2024年度)の「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」では、「職場において性別による差があると思うか」の設問について、「募集・採用」「賃金」などの9項目のすべてで「男性の方が優遇されている」と思う人の割合が前回調査の令和2年度(2020年度)と比べて減少しました。特に「管理職への登用」は、53.0%から45.3%と7.7ポイント減少しています。しかしながら、「管理職への登用」と「昇進・昇格」では4割以上の人人が男性の方が優遇されていると感じている状況にあります(図1参照)。

令和6年度(2024年度)に実施した吹田市「労働事情調査」によると、従業員全体に占める女性の割合は60.8%で、前回調査の令和3年度(2021年度)の51.5%から9.3ポイント増加しています。このうち、正社員に占める女性の割合は39.9%、管理職に占める女性の割合は20.9%と低く、いずれも前回調査時よりは増加しているものの、男性と比べると依然として大きな差がみられます(図2参照)。

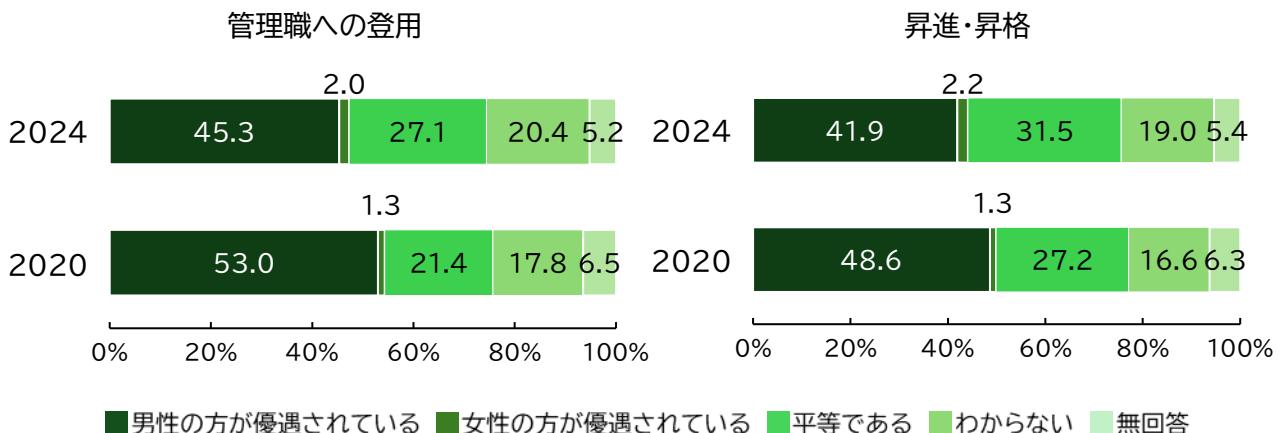
同調査において、事業所における男女均等雇用・労働機会及び女性従業員の能力を活用するための取組状況では、「仕事と家庭の両立に向けた制度づくり」が令和3年度(2021年度)の29.2%から令和6年度(2025年度)の41.6%に大きく増加しましたが、その他の取組は30%未満にとどまっています(図3参照)。

働く場面で活躍したいと希望するすべての女性がその個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、10年間の期限立法として平成27年(2015年)に制定された女性活躍推進法は、未だその役割を終えたといえる状況にないことから、期限が10年間延長されました。引き続き、就労の場での女性活躍の更なる推進に取り組むことが求められています。

今後の方向性

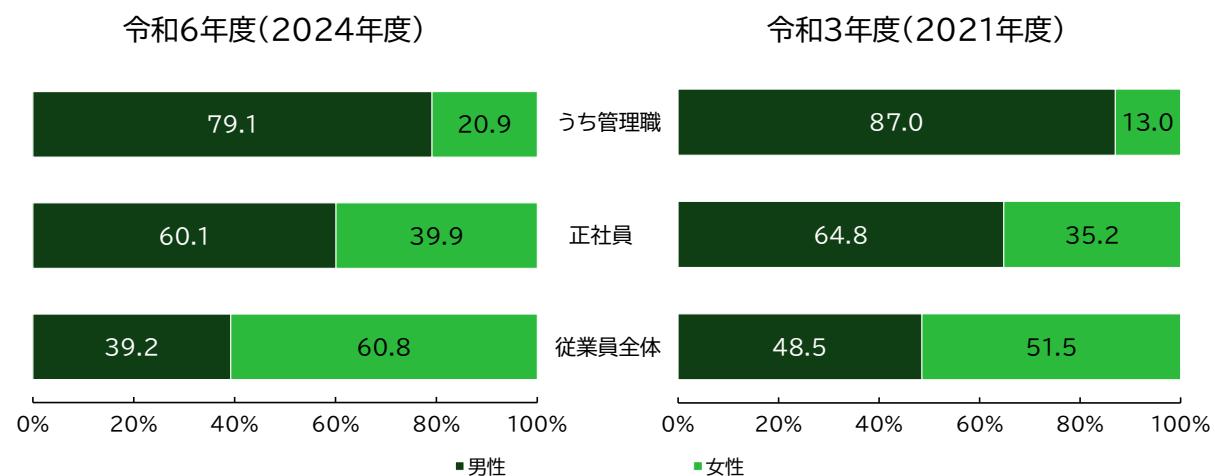
- 事業所に対して、女性活躍の取組を進める意義や必要性についての啓発や情報提供を行います。また、働くことを希望する女性への情報提供、就労や起業、スキル向上のための支援を行います。

(図1)職場における性別による差



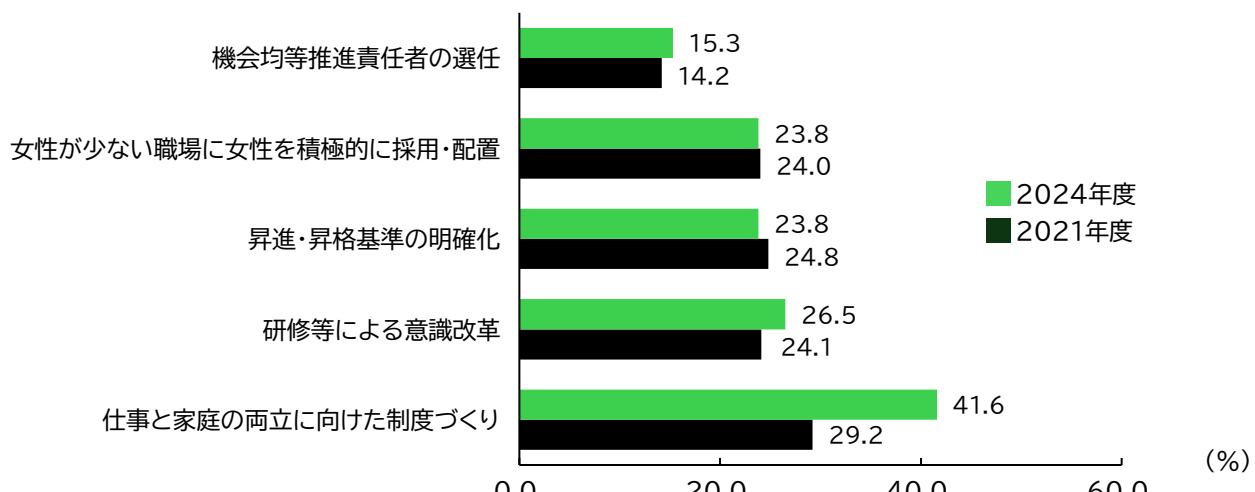
資料:令和6年度(2024年度)吹田市「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」

(図2)市内の事業所における従業員の男女比



資料:令和6年度(2024年度)吹田市「労働事情調査」
令和3年度(2021年度)吹田市「労働事情調査」

(図3)男女均等雇用・労働機会及び女性従業員の能力を活用するための取組状況



資料:令和6年度(2024年度)吹田市「労働事情調査」
令和3年度(2021年度)吹田市「労働事情調査」

計画推進の指標

指標	現状値	目標値 (2030年度)
市内の事業所の管理職に占める女性の割合	20.9% (2024年度)	25%以上
管理職への登用において「平等である」と思う人の割合	27.1% (2024年度)	40%以上

主な取組

1 事業所における女性活躍の推進

性別にかかわらず誰もが働きやすく、能力を発揮することができる職場環境づくりに取り組みます。

	取組の具体的な内容	主な担当室課
1-2-1	事業所に対して、誰もが能力を発揮することができるよう女性活躍推進に関する啓発や情報提供に努めます	人権政策室 地域経済振興室
1-2-2	性別にかかわらず誰もが働きやすい職場環境づくりを推進するため、労働問題全般に関する啓発冊子の配布による情報提供を実施します	地域経済振興室
1-2-3	女性消防職員の採用・登用を促進するとともに、職業能力の向上を支援します	総務予防室

2 女性の就労の支援と能力開発の支援

起業や就労に関する様々な情報の提供、学習・相談機会を設けるなど、働くことを希望する女性の就労を広く支援します。また、子供の将来の進路への関心や理解を深めるための情報提供や職業体験などの機会を設けます。

	取組の具体的な内容	主な担当室課
1-2-4	女性を対象に、起業や再就職等の就労についての講座を開催します。また、職場で役立つスキルなど在職者の業務遂行や能力向上のための講座を開催します	男女共同参画センター
1-2-5	小学生から高校生までの女性を対象に、理工系分野を含む様々な分野の職業への関心を高めるための講座開催や情報提供など、学習機会を設けます	男女共同参画センター
1-2-6	JOBナビすいたにおいて、女性が求職活動を実施する際に必要な情報資料を提供します	地域経済振興室
1-2-7	職場における健全な労使関係の確立、労働福祉の推進を図ることを目的として労働相談を実施します	地域経済振興室
1-2-8	就労支援講座を実施します	地域経済振興室
1-2-9	職業意識、職業知識の啓発のためのキャリア教育や、様々な分野の職業への関心を高めるための企業と連携した職業体験等の学習機会を設けます	学校教育室

3 積極的格差是正や仕事と家庭の両立支援に取り組む事業所への支援

	取組の具体的な内容	主な担当室課
1-2-10	市が実施する総合評価落札方式一般競争入札において、女性の活躍推進や仕事と子育ての両立に取り組む事業所を評価します	契約検査室

市民のみなさんも取り組んでみませんか

自分の職場では、性別にかかわりなく、能力が発揮できる環境になっているか考えてみましょう。

職場の管理職等の
男女比を調べてみる

職場で、性別での待遇
の違いや格差が生じて
いないか調べてみる

基本施策3 仕事と生活における男女共同参画の推進

現状と課題

本市においても、共働き世帯の割合は平成27年度(2015年度)の55.3%から令和2年度(2020年度)は61.9%と増加しています(P12図3参照)。希望するすべての人が安心して働き続けるためには、性別による待遇等の格差の是正のほかに、男女がともに家事・子育て・介護等を担い、仕事と家庭生活を両立できる環境づくりが必要です。

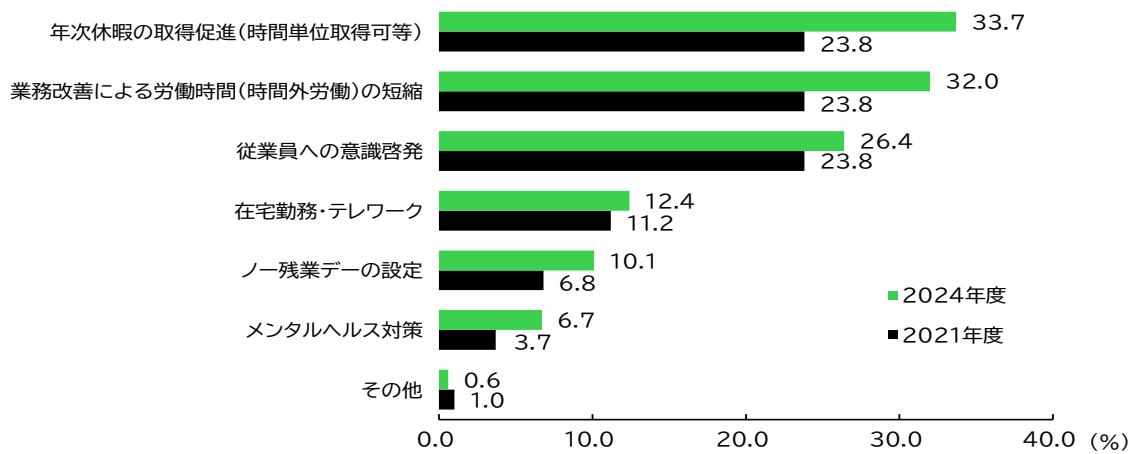
令和6年度(2024年度)の吹田市「労働事情調査」によると、事業所によるワーク・ライフ・バランスの推進のための取組は前回調査の令和3年度(2021年度)より進んでおり、「年次休暇の取得促進(時間単位取得可等)」は9.9ポイント増加し33.7%、「業務改善による労働時間(時間外労働)の短縮」は8.2ポイント増加し32.0%となっています(図1参照)。また、育児休業・介護休業制度を就業規則等に明文化している事業所の割合も増加しており、育児休業制度が46.3%、介護休業制度が39.4%となっています(図2参照)。一方で、制度の利用があった割合は15.3%となっています(図3参照)。

厚生労働省の「雇用均等基本調査」によると、全国の企業・事業所における男性の育児休業取得率は近年、大きく増加しており、令和6年度(2024年度)には40%を超えましたが、女性の86.6%と比較すると大きな差があります(図4参照)。令和6年度(2024年度)の「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」によると、男性が育児休業や介護休業を取りやすくするために必要なこととして、「企業経営者や職場の理解」が70.3%と最も多く、次いで「業務引き継ぎがスムーズにできるような職場の体制づくり」が56.8%、「男性が育児休業・介護休業を取得することについて、社会的評価を高める」が56.4%となっています。男性の育児休業や介護休業の取得を促進するためには、制度の整備とあわせて、経営者層や職場の理解促進が必要です(図5参照)。

今後の方向性

- 長時間労働の是正など働き方の見直し、ワーク・ライフ・バランスの推進や各種制度の導入・活用を事業所へ働きかけるとともに、男女がともに家事・子育て・介護等に参画できるよう、意識啓発や情報提供を行います。

(図1)ワーク・ライフ・バランスの推進のために取り組んでいること

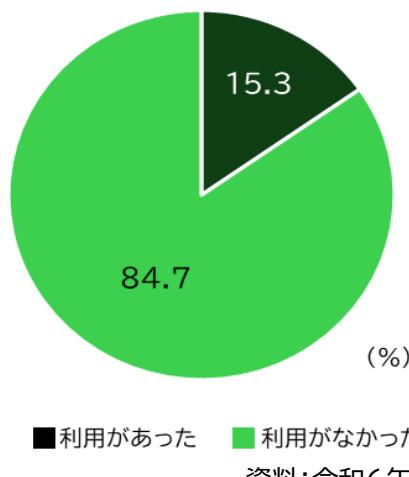


(図2)子の看護休暇・育児休業・介護休業制度を就業規則に明文化している事業所の割合



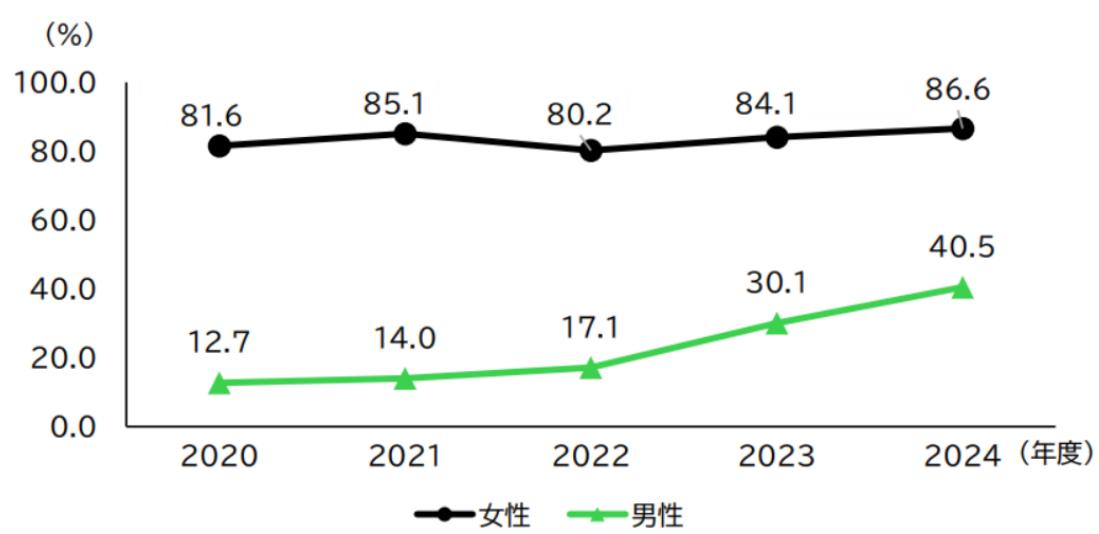
資料:令和6年度(2024年度)吹田市「労働事情調査」

(図3)育児休業・介護休業制度の利用の有無



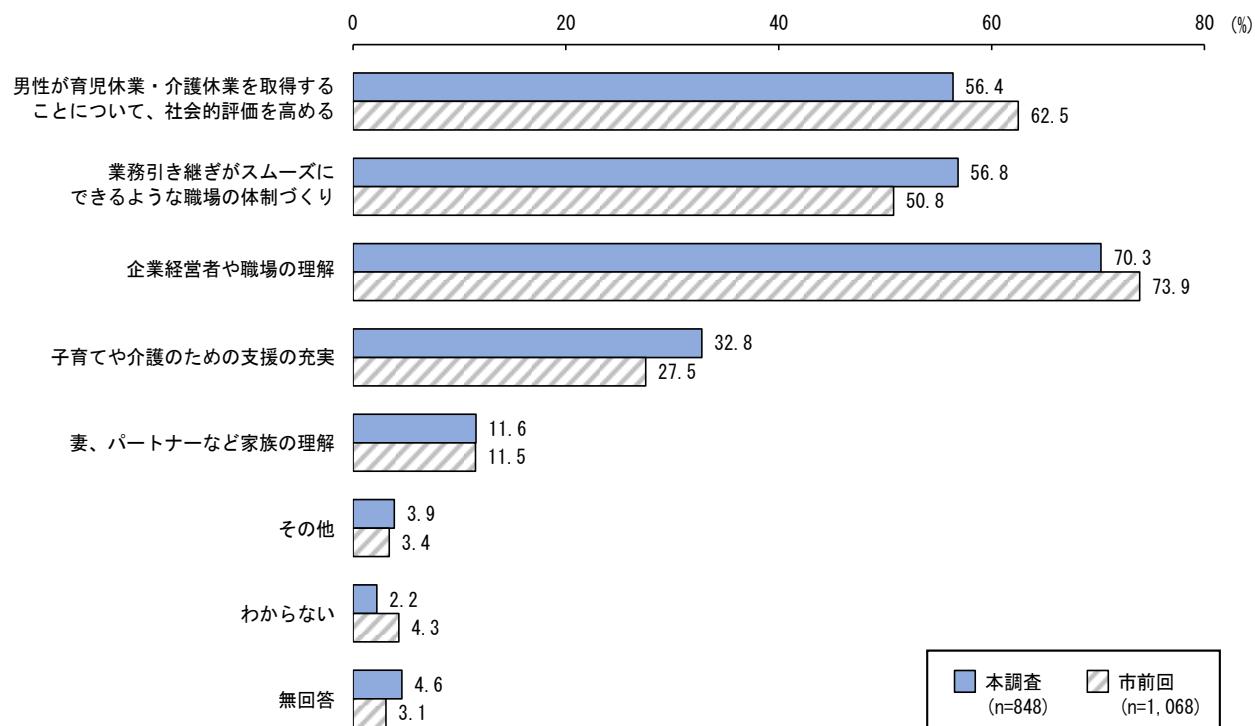
資料:令和6年度(2024年度)吹田市「労働事情調査」

(図4)企業・事業所における育児休業取得率(全国)



資料:厚生労働省「雇用均等基本調査」

(図5)男性による育児休業や介護休業の取得促進に必要なこと



資料:令和6年度(2024年度)吹田市「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」

計画推進の指標

指標	現状値	目標値 (2030年度)
男性市職員の育児休業取得率	75.0% (2024年度)	85%以上
育児休業を取得した男性市職員のうち、1か月以上取得した人の割合	80.4% (2024年度)	90%以上
育児休業・介護休業制度の利用があった事業所の割合	15.3% (2024年度)	20%以上
ワーク・ライフ・バランスに関する啓発の実施回数	5回 (2024年度)	5回

主な取組

1 長時間労働の是正をはじめとする働き方の見直し

長時間労働の是正など、働き方の見直しと、柔軟な働き方を促進するための意識啓発や情報提供を行い、仕事と家庭生活の両立を推進します。

	取組の具体的な内容	主な担当室課
1-3-1	業務の見直しや職員の意識改革により市職員の長時間労働の是正を図り、仕事と家庭生活の両立を促進します	人事室
1-3-2	事業者に対して、働きやすい職場環境づくりのため、ワーク・ライフ・バランスについての講座を提供します。また、広く市民に対して、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供や、啓発誌を活用した意識啓発等に取り組みます	男女共同参画センター
1-3-3	事業所に対して、働きやすい職場環境づくりのため、ワーク・ライフ・バランスについての情報をホームページ等で提供します	地域経済振興室
1-3-4	妊娠中・子育て中の求職者を対象に、仕事と家庭の両立支援セミナーを実施します	地域経済振興室
1-3-5	JOBナビすいたにおいて、子育て両立支援求人を含む求人を開拓し、子育てをしながら就職を希望する方が就職に結びつくようマッチングを図ります	地域経済振興室

2 男性の家事・育児・介護への参画を促進する環境の整備

男性の育児・介護休業の取得促進に向けた意識啓発を行うとともに、男女がともに家事・育児・介護に参画するための機会を提供します。

	取組の具体的な内容	主な担当室課
1-3-6	制度の周知により、男性市職員の育児・介護休業等の取得促進に向けた意識啓発を行います	人事室
1-3-7	男性料理教室や子育て講座など、男性に家事、育児のスキルを提供する講座を実施します。併せて、家庭での取組について、意見交換ができるような機会づくりに努めます	男女共同参画センター
1-3-8	家事や育児、介護への男性の参画について、様々な角度で資料を集め、効果的な情報提供ができるよう工夫します	男女共同参画センター
1-3-9	事業所に対して、男性の育児・介護休業が取得しやすい職場づくりに向けて必要な情報をホームページ等で提供します	地域経済振興室
1-3-10	育児施設における父親向けのプログラムを充実します	保育幼稚園室 のびのび子育てプラザ
1-3-11	男女が共に協力して育児ができるよう、育児に関する技術指導及び知識や情報を提供します	すこやか親子室
1-3-12	男性の家事・育児・介護への参画を促進するための学習の機会を提供します	まなびの支援課

3 仕事と子育ての両立のための環境の整備

保育環境を整備することで仕事と子育ての両立を支援します。

	取組の具体的な内容	主な担当室課
1-3-13	保育所等の整備により、保育の受け皿を確保します	保育幼稚園室
1-3-14	児童の放課後の家庭に代わる安心・安全な居場所と保育を提供します	放課後子ども育成室

市民のみなさんも取り組んでみませんか

自分の働き方やワーク・ライフ・バランスについて見直してみましょう。

自分がどんな風に働きたいかを考えてみる

自分の職場で活用できる制度を見直してみる

職場のみんなで、休みを取ったり、制度を使いやすくするために話してみる

基本施策4 地域における男女共同参画の推進

現状と課題

地域活動では担い手の不足や高齢化が課題となっており、活動する人が固定化する傾向がありますが、核家族化や単身世帯の増加、少子高齢化などが進行し、人間関係も希薄化する中で、地域の多様化する課題・ニーズに対応していくためには、性別にかかわりなく、様々な視点から課題解決ができる多様な人材の参画が必要です。特に、女性リーダーの存在は、意思決定の場における多様性が確保されることや、他の女性にとってもロールモデルとなり、自治会・PTA など、多様な市民の地域活動への参画にも寄与することから、積極的に参画拡大を進めていく必要があります。

本市の状況をみると、自治会長における女性の割合は単一自治会長では20%以上で推移している一方で、連合自治会長では、令和2年度(2020年度)の 14.7%から令和6年度(2024年度)は 8.8%と大きく下降しています(図1参照)。小学校の PTA 会長における女性の割合は令和2年度(2020年度)の 16.7%から令和6年度(2024年度)は 20.0%、中学校の PTA 会長における女性の割合は令和2年度(2020年度)の 23.5%から令和6年度(2024年度)は 25.0%とわずかな伸びにとどまっています(図2参照)。高齢クラブ活動では、会員数に占める女性の割合は60%と高くなっていますが、会長に占める女性の割合は単位クラブ会長で 20%台、高齢クラブ連合会長では 10%台から 20%を推移しています。

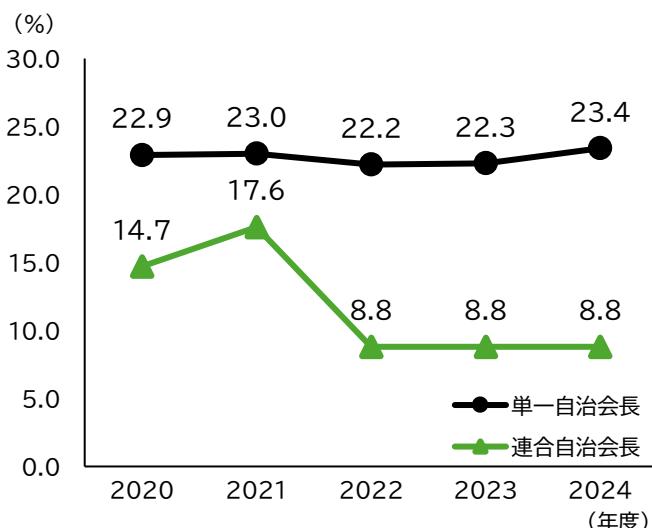
リーダーの性別に偏りが少なくなってきた活動や団体もありますが、依然として偏りが見られる団体もあり、固定的な性別役割分担意識の解消に向けて取り組む必要があります。

また、大規模災害の発生が危惧されている現状もあり、防災対策等の活動や災害時における方針決定においても、性別にかかわらない多様な視点やリーダーシップを取り入れる必要があります。そのため、地域における防災・防犯活動にも、女性の参画が必要です。

今後の方向性

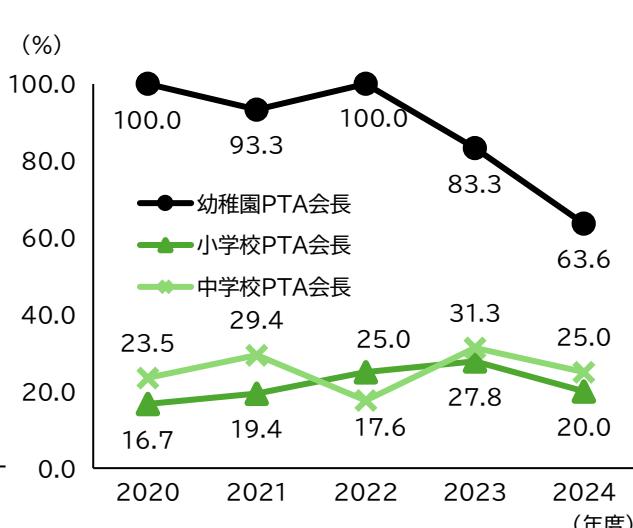
- 様々な場面での固定的な性別役割分担意識の解消に向け、意識啓発を行います。また、防災・防犯分野への女性の参画を促進し、男女双方の視点を反映します。

(図1)自治会長における女性の割合



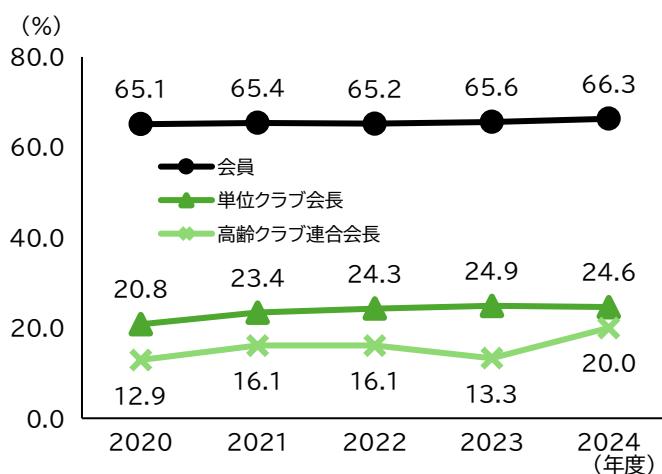
資料:市民自治推進室

(図2)PTA会長における女性の割合



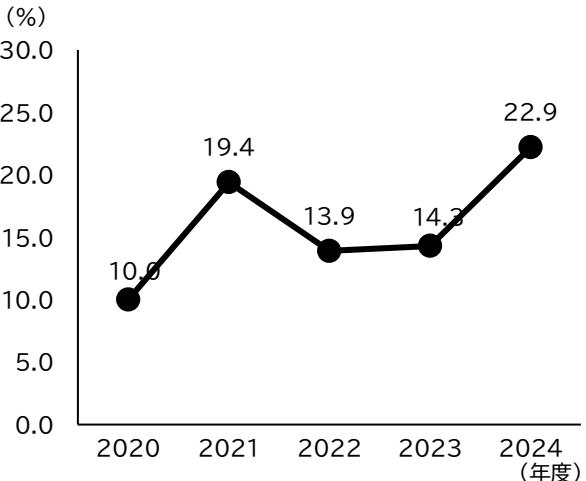
資料:まなびの支援課

(図3)高齢クラブ活動における女性の割合



資料:高齢福祉室

(図4)吹田市防災会議における女性委員の割合



資料:危機管理室

計画推進の指標

指標	現状値	目標値 (2030年度)
吹田市防災会議における女性委員の割合	22.9% (2024年度)	30%以上

主な取組

1 地域活動におけるジェンダー平等の推進

	取組の具体的な内容	主な担当室課
1-4-1	地域における女性の参画状況の調査結果を公表するとともに、各種団体における女性の参画拡大に向けて意識啓発を行います	人権政策室

2 防災・防犯分野における女性の参画拡大

防災・防犯分野への女性の参画拡大により、災害時等における地域防災力の向上を図ります。

	取組の具体的な内容	主な担当室課
1-4-2	女性の視点を地域の防災・防犯活動に反映させるため、男女共同参画の視点を取り入れた講座を実施します	危機管理室
1-4-3	地域防災リーダーや防犯ボランティア活動団体での活動に、女性の参画を推進します	危機管理室
1-4-4	女性消防団員の入団を促進し防災分野における女性の参画拡大に取り組みます	総務予防室

市民のみなさんも取り組んでみませんか

一人一人が地域の課題を我が事と捉えて地域づくりに参画することが、誰もが暮らしやすいまちづくりにつながります。

自分が住んでいるところではどんな活動がされているかを知る

自分が興味を持った地域活動に参加してみる

地域活動団体で役割を担ってみる

基本方向2 ジェンダーに基づく暴力の根絶と安心・安全な暮らしの実現

基本施策1 暴力の根絶のための基盤づくり

現状と課題

男女共同参画社会の実現に向けて、性別にかかわらず、誰もが一人の個人として尊重され、安心・安全に生活できることが重要です。社会的な問題となっているDVやハラスメント、性犯罪・性暴力、ストーカー行為等は重大な人権侵害であり、女性、男性のいずれも被害者、加害者になることがあります。あらゆる暴力を許さない社会認識の徹底と、暴力の防止対策及び被害者への適切な支援体制が必要です。

インターネットの普及やSNSの広がりにより、若年層が「AV出演強要」「JKビジネス」などの性被害に遭うケースが増えており、若年層に対する性犯罪・性暴力被害の防止啓発・支援のあり方が課題となっています。令和6年度(2024年度)には、性犯罪の抑止や子供を性被害から守ることを目的として、「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」(こども性暴力防止法)が成立しました。この法律では、犯罪を防止する措置の一つとして、対象の事業者に対し、子供に接する仕事に就く人について、性犯罪歴の確認を義務付けています(日本版 DBS 制度の導入)。この法律は令和8年12月までに施行予定となっており、本市においても適切に対応する必要があります。

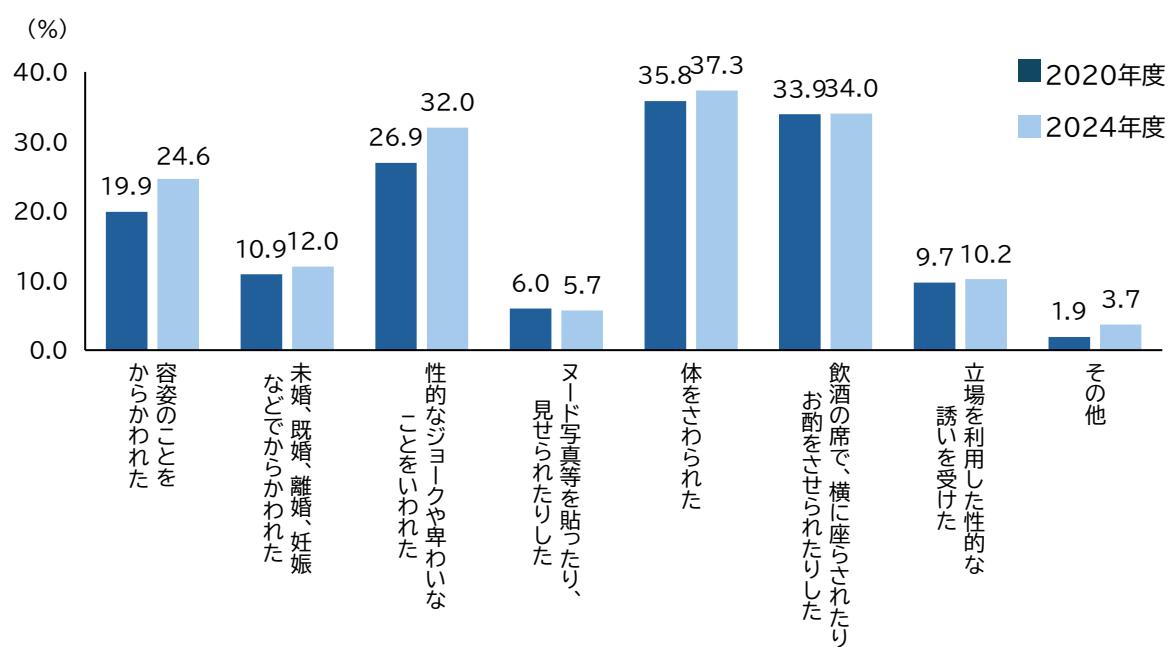
令和6年度(2024年度)の「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」と令和2年度(2020年度)の調査結果を比較すると、セクシュアル・ハラスメントに関する被害経験について、男女ともにほとんどの項目で自分自身が被害を受けたことがあると回答した割合が増加しています(図1・図2参照)。

ハラスメントをしない、許さない環境づくりに向けて、幼児期から継続した啓発を行い、意識啓発を効果的に進めると同時に、事業所におけるハラスメントの防止対策や相談体制の整備を推進することが一層重要になっています。

今後の方向性

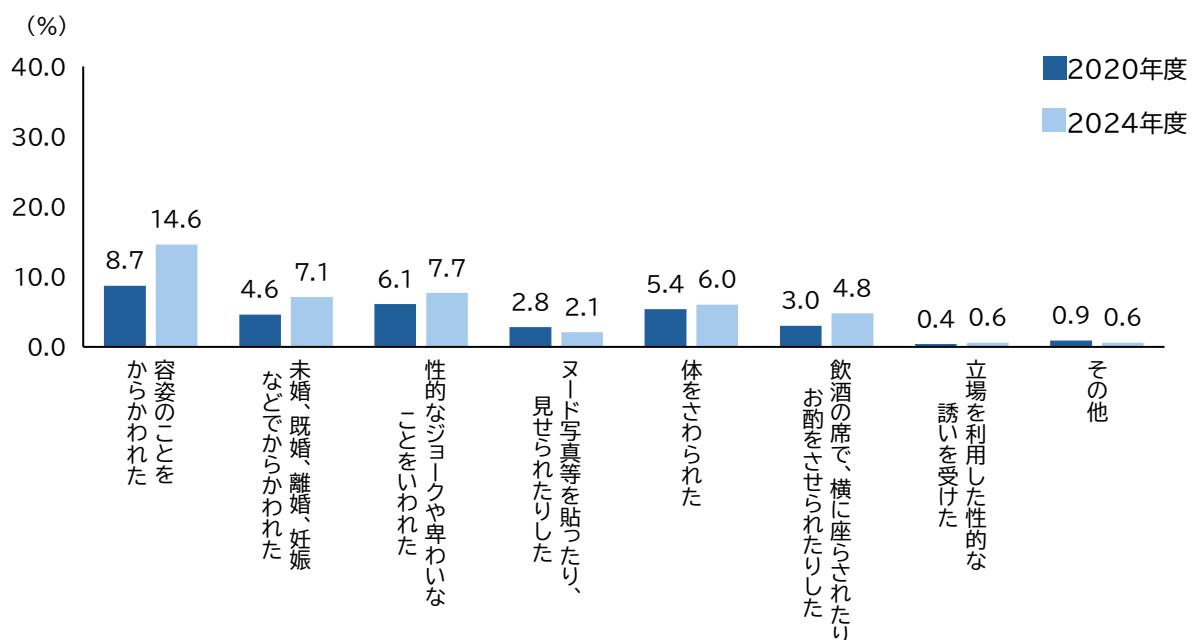
- 暴力やハラスメント防止に向けた情報発信・啓発を行い、あらゆる暴力を許さない意識の醸成を図ります。

(図1)女性のセクシュアル・ハラスメントに関する被害経験



資料:令和6年度(2024年度)吹田市「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」

(図2)男性のセクシュアル・ハラスメントに関する被害経験



資料:令和6年度(2024年度)吹田市「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」

計画推進の指標

指標	現状値	目標値 (2030年度)
ハラスメントの相談窓口もしくは制度を定めている事業者の割合	27.9% (2024年度)	40%以上
セクシュアル・ハラスメントが同性間でも成立することを知っている人の割合	63.7% (2024年度)	70%以上

主な取組

1 暴力の根絶のための意識啓発と環境整備

暴力の根絶に向けて意識啓発を行うとともに、環境改善に取組みます。

	取組の具体的な内容	主な担当室課
2-1-1	防犯カメラ、防犯灯、街路灯等の整備など危険場所のチェックと環境改善に取り組みます	危機管理室 道路室 公園みどり室
2-1-2	市職員や教職員の知識向上に寄与する研修を行うとともに、その内容を充実させます	人事室 教育センター
2-1-3	パンフレットや市報その他様々な媒体を通じて暴力防止に向けた広報、啓発を推進します	人権政策室
2-1-4	家庭や職場、学校など、身近なところにある暴力に気付き、被害者にも加害者にもならないための意識啓発や情報提供を行います。また、相手を尊重し、対等な関係を築くためのコミュニケーションについて学ぶ機会を提供します	男女共同参画センター
2-1-5	児童虐待防止に関し、学校、保育所・幼稚園等へのアウトリーチや、家庭訪問による保護者等への情報提供により、暴力の根絶に向けた広報・啓発に努めます	家庭児童相談室
2-1-6	保護者対象に、体罰等によらない育児を啓発します	家庭児童相談室 保育幼稚園室
2-1-7	保育教諭や教職員等を対象とした研修会を通じて、暴力根絶のための意識啓発を図ります	保育幼稚園室 学校教育室
2-1-8	幼児期から学齢期の各段階における暴力を許さない教育の推進に努めます	保育幼稚園室 学校教育室
2-1-9	学校、保育所・幼稚園等を通じて、保護者等への暴力の根絶に向けた広報・啓発に努めます	保育幼稚園室 学校教育室
2-1-10	障がい者虐待防止センターにおいて、障がい者虐待に関する周知を図るため、障がい福祉サービス事業者等を対象に施設従事者虐待防止研修を行います	障がい福祉室
2-1-11	生徒指導上の諸課題に対して、組織的な対応ができるよう学校体制の構築に努めます	学校教育室

2 性犯罪・性暴力に関する取組の推進

性犯罪・性暴力を防止するための啓発と、被害にあった場合の相談窓口などの被害者支援に関する情報の周知・啓発を行います。

	取組の具体的な内容	主な担当室課
2-1-12	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターなどの被害者支援にかかる情報を周知します	人権政策室
2-1-13	性犯罪・性暴力被害の防止に関する知識の普及・啓発、情報発信を行います	人権政策室 男女共同参画センター

3 ハラスメント防止体制の整備と啓発の推進

研修やホームページ等を通じて事業所、市職員等に対しハラスメント防止に関する啓発を行うとともに、ハラスメントを受けた際の相談窓口の周知及び充実を図ります。

	取組の具体的な内容	主な担当室課
2-1-14	市職員に対して、相談制度の一層の周知を図るとともにハラスメント防止に資する研修を行います	人事室
2-1-15	安心して働ける職場環境の実現のため、事業所に対してハラスメント防止措置の啓発をホームページ等で行います	地域経済振興室
2-1-16	消防職員に対して、「吹田市消防職員パワーハラスメント防止に関する指針」を周知徹底するとともに、ハラスメントに関する研修を実施します	総務予防室
2-1-17	教職員に対して、「吹田市学校におけるハラスメントの防止及び対応に関する指針」に基づき対応し、研修を行い啓発を推進します	教職員課 教育センター
2-1-18	子供が安心して暮らせる環境の実現のため、小・中学生が相談できる窓口(学校内・学校外)を充実します	教育センター

市民のみなさんも取り組んでみませんか

暴力やハラスメントにあたる行為を知り、気づかず自分や周りの人が加害者や被害者になっていないか確認しましょう。

どんな状況で暴力や
ハラスメントが起こる
のか事例を見る

どんな行為がハラスメ
ントにあたるのかを
知る

自分の言動や周りの
状況を見直してみる

基本施策2 DVの根絶と被害者支援

現状と課題

DVは家庭内で発生するなど、人の目に触れにくく、被害が潜在化する傾向があります。そのため、被害を受けた人や暴力に気づいた周囲の人が迷わずに、各種相談機関へ連絡・相談ができるように、相談窓口について周知・啓発を進める必要があります。また、被害者が暴力から逃れ、自分らしい生活を取り戻すためには、安全の確保や心のケア、経済的自立の支援など、様々な面での継続したサポートが必要です。

令和6年度(2024年度)の「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」によると、DV被害の相談先について、「どこにも相談しなかった」が 44.6%と、40%以上の人人が相談できていない状況にあります(図1 参照)。また、相談しなかった理由については、「相談しても無駄だと思った」が 23.3%、「誰にも言えなかった」が 18.7%、「どこに(誰に)相談したらよいのかわからなかった」が 11.3%となっています(図2 参照)。また、「DV を防ぐために必要なこと」では、「相談できるところを増やす」が 51.2%と最も高くなっています(図3 参照)、すいたストップDVステーションの認知度は 14.1%(図 4 参照)にとどまっていることから、DV 被害の相談窓口についての周知を拡大させるとともに、暴力が重大な人権侵害であるという意識の啓発・醸成に一層取り組む必要があります。

すいたストップ DV ステーションにおけるDV相談件数は増加傾向にあります(図5 参照)。内閣府の令和5年度(2023年度)「男女間における暴力に関する調査」によると、配偶者からの暴力の被害経験が「ある」と答えた割合は、女性が 27.5%、男性が 21.9%で、男性も被害を受けていることが分かります(図6 参照)。すいたストップ DV ステーションでは、男性の被害者からの相談も受け付けています。また、児童虐待相談件数は、令和2年度(2020年度)の 1,491 件から、令和6年度(2024年度)には 1,963 件に大きく増加しています(図5 参照)。DVが起きている家庭では、子供への暴力も同時に起きていることが少なくありません。子供がDV加害者から直接暴力を受ける場合のほか、子供の面前でDVが行われることは子供に対する心理的虐待にあたります。さらに、DVは様々な形で児童虐待につながっていきます。そのため、DV 対策と児童虐待対策は互いに連携しながら進める必要があります。

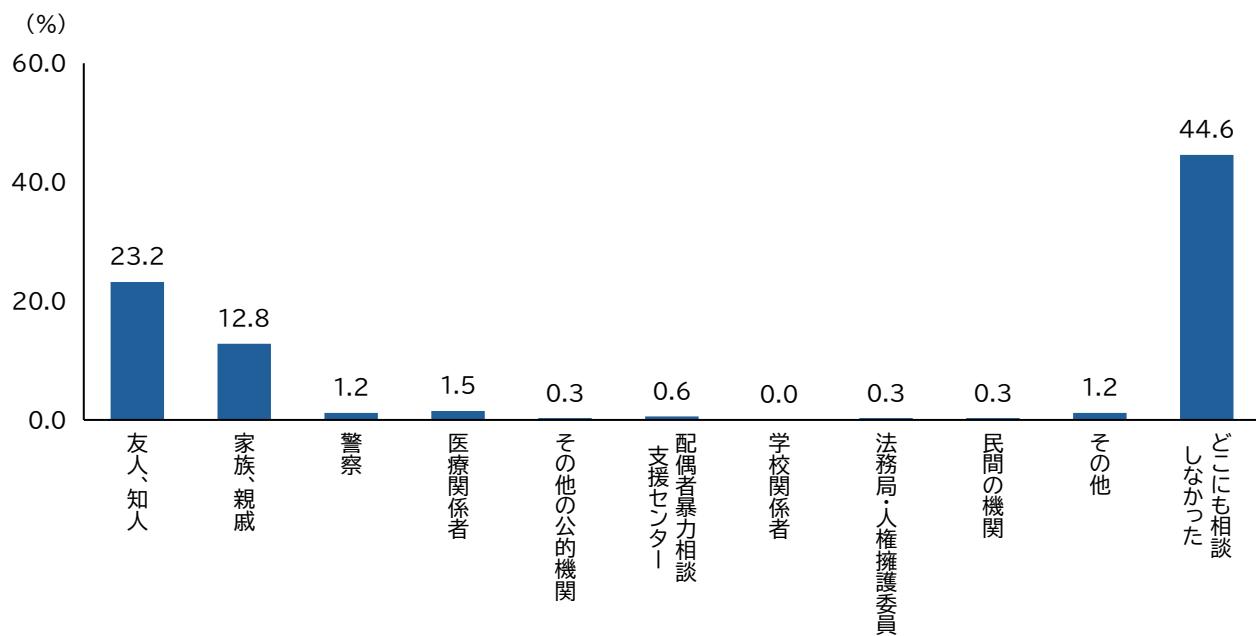
本市では、女性に対するあらゆる暴力の根絶のシンボルであるパープルリボンと児童虐待防止のシンボルであるオレンジリボンを組み合わせた「W(ダブル)リボンマーク」を考案し、「Wリボンプロジェクト」として、社会全体の暴力防止への理解と関心を広げる取組を行っています。

また、インターネットの普及により様々な情報があふれる現代社会において、若年層が情報に惑わされ性被害等の犯罪に巻き込まれることや、デートDVの被害者・加害者になることがないよう、正しい情報の提供が必要です。

今後の方向性

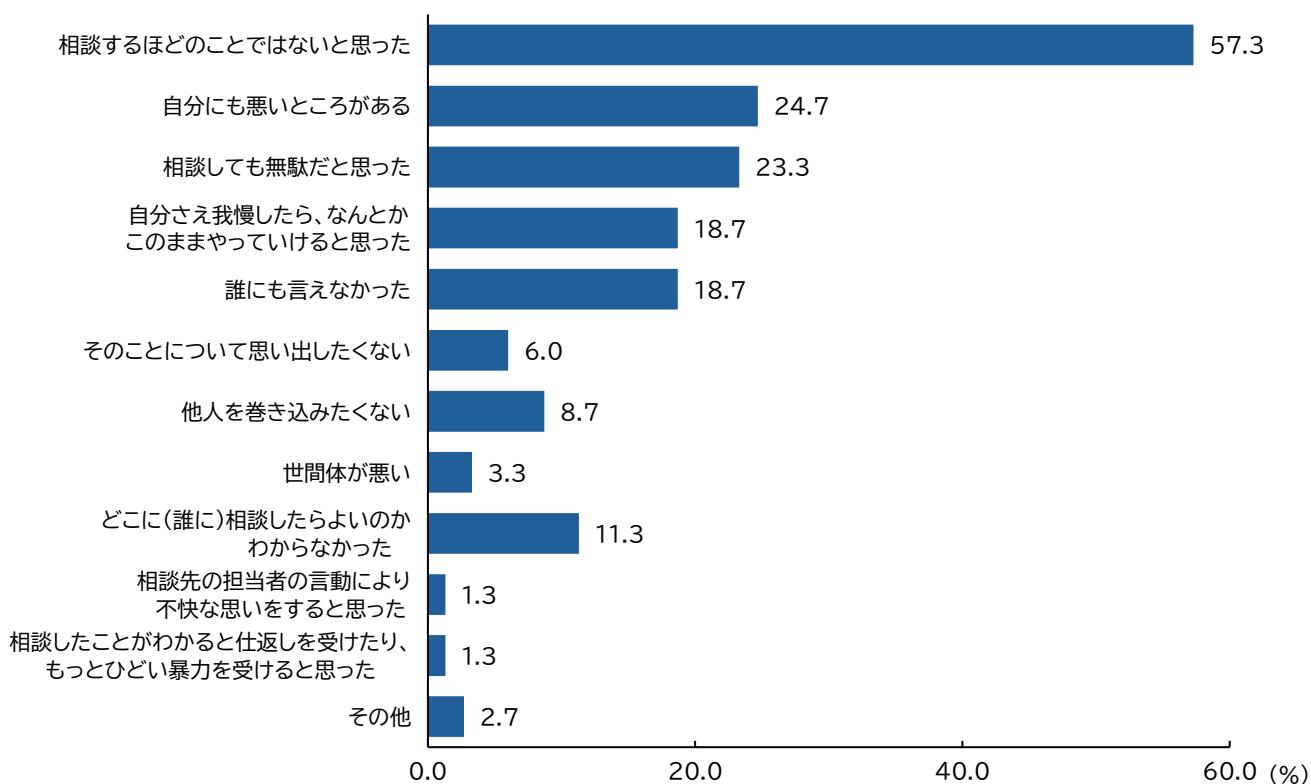
- DV及び児童虐待防止の啓発を進めていくとともに、関係機関等とも連携しながら、被害者の安全確保から自立支援まで切れ目の無い支援を行います。

(図1)DV被害の相談先



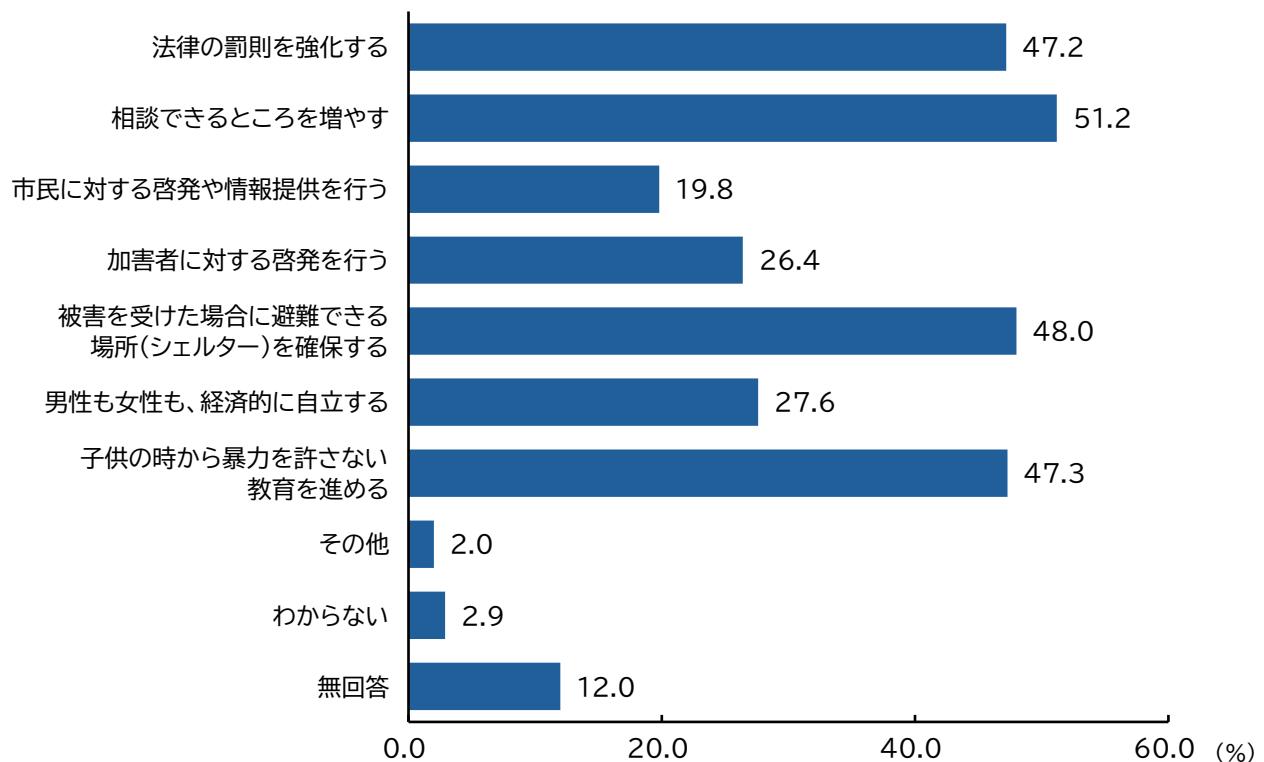
資料:令和6年度(2024年度)吹田市「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」

(図2)相談しなかった理由



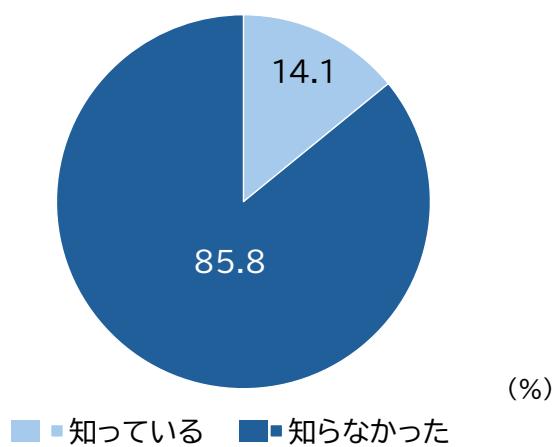
資料:令和6年度(2024年度)吹田市「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」

(図3)DVを防ぐために必要なこと



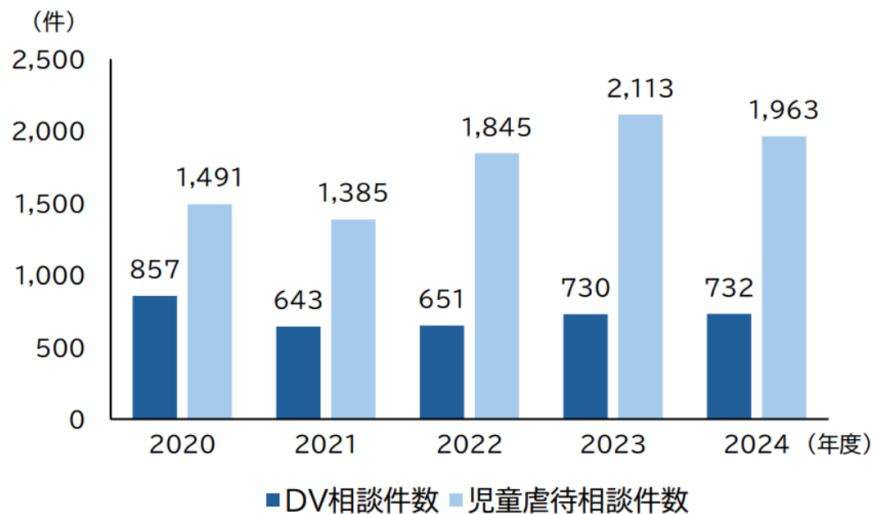
資料:令和6年度(2024年度)吹田市「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」

(図4)すいたストップDVステーションの認知度



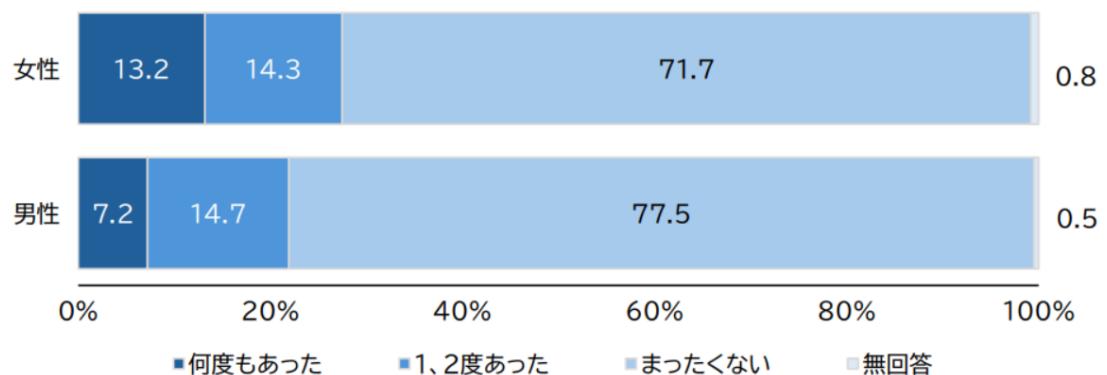
資料:令和6年度(2024年度)吹田市「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」

(図5)DV・児童虐待相談件数



資料:すいたストップDVステーション、家庭児童相談室

(図6)配偶者から暴力を受けた人の割合



資料:令和5年度(2023年度)内閣府「男女間における暴力に関する調査」

計画推進の指標

指標	現状値	目標値 (2030年度)
すいたストップDVステーションの認知度	14.1% (2024年度)	30%以上
中学校におけるデートDVについての学びの実施	12校 (2024年度)	18校
配偶者や交際相手から何らかの暴力を受けたが、どこにも相談しなかった人の割合	44.6% (2024年度)	30%未満

主な取組

1 DV防止に向けた啓発の推進

情報発信や講座等を行いDV・デートDVの防止を図るとともに、Wリボンマーク、DVに関する各相談窓口の周知により社会全体の暴力防止の啓発に取り組みます。

	取組の具体的な内容	主な担当室課
2-2-1	パンフレット、ホームページ、SNSなど様々な媒体の活用やイベント等を通じてDV防止に向けた啓発を行うとともに、すいたトップDVステーション(DV相談室)等の相談窓口の周知に努めます	すいたトップDVステーション
2-2-2	DVやデートDVを防止するために、情報発信や講座開催などに取り組みます。特に、中学生などの若年層を対象にしたデートDV予防啓発を推進します	男女共同参画センター
2-2-3	Wリボンマークと「あなたはひとりではない」のメッセージを旗印に、DVと児童虐待のない「暴力のない安心・安全のまち、すいた」の実現に向け取り組みます	人権政策室 男女共同参画センター 家庭児童相談室

2 相談体制の整備充実

各相談窓口を周知するとともに関係機関と広く連携し、高齢者、障がい者への虐待等複合的な課題を抱える世帯にも対応するなど、包括的な支援体制の強化を図ります。

	取組の具体的な内容	主な担当室課
2-2-4	研修等を通じて、相談員のスキルアップに努め、配偶者暴力相談支援センターの機能を持つ「すいたトップDVステーション」の相談体制の充実を図ります	すいたトップDVステーション
2-2-5	関係機関と連携したネットワークを構築し、DV被害者の支援を総合的かつ円滑に実施します	人権政策室
2-2-6	高齢者、障がい者への虐待防止施策などと連携して複合的な課題を抱える世帯の支援に対応する相談体制の構築を図ります	人権政策室 高齢福祉室 障がい福祉室
2-2-7	夫婦間のDVや恋愛関係にある人からのデートDVに悩む人が、一人で抱えずに身近な窓口で相談できるよう、電話相談や対面相談を実施します	男女共同参画センター
2-2-8	日本語が話せない相談者のために通訳等の適切なサポートを行います	文化スポーツ推進室
2-2-9	相談窓口について、民生委員・児童委員への情報提供、周知に努め、相談体制の充実を図ります	福祉総務室

3 児童虐待防止対策との連携強化

関係機関と連携を強化・協働することにより DV 防止及び児童虐待防止を図ります。

	取組の具体的な内容	主な担当室課
2-2-10	児童虐待が疑われるケースでは通告や児童虐待対応担当者同席での面談など、関係機関と緊密に連携して対応します	すいたストップDVステーション
2-2-11	DV防止及び児童虐待防止に向けて、関係部局が連携して取組を進めます	人権政策室
2-2-12	DV防止とも連携する児童虐待防止ネットワークで、関係機関間の連携強化のため、研修等を実施します	家庭児童相談室
2-2-13	W リボンプロジェクトにおいて、DV 防止の取組と、児童虐待防止の取組を、連携して行います	男女共同参画センター 人権政策室 家庭児童相談室

4 被害者保護と自立支援の強化

各相談機関が、相談者の情報管理を徹底した上で、安全確保や自立に向けた情報提供等、被害者に応じた適切な支援につなげる体制を強化します。

	取組の具体的な内容	主な担当室課
2-2-14	支援者間の情報共有を徹底し、相談機関による二次被害を防止します	すいたストップ DV ステーション
2-2-15	緊急時には関係機関と連携して速やかに避難措置を講じ、被害者の安全確保に努めます	すいたストップ DV ステーション 生活福祉室 高齢福祉室 障がい福祉室
2-2-16	被害者保護のための住民基本台帳の閲覧制限や相談者の情報管理を徹底します	すいたストップ DV ステーション 市民課
2-2-17	被害者の状況を適切に把握し、ニーズに沿った情報の提供及び自立に向けた支援を行います	すいたストップ DV ステーション 男女共同参画センター
2-2-18	保護命令制度の利用について、情報提供、助言等の支援に努めます	すいたストップ DV ステーション
2-2-19	被害者の自立に向け、状況に応じた適切な支援につなぐための情報共有と、福祉制度の活用、就労や居住、その他生活に関する支援を行います	地域経済振興室 生活福祉室 高齢福祉室 障がい福祉室 国民健康保険課 住宅政策室
2-2-20	離婚前相談を実施し、ひとり親世帯等への自立支援を充実します	子育て給付課
2-2-21	安定した生活が維持できるよう、子供のこころのケアを含めた被害者の家庭生活への継続した支援や情報提供に努めます	のびのび子育てプラザ 教育センター

5 DV加害者の更生支援

	取組の具体的な内容	主な担当室課
2-2-22	被害者支援の観点から、DV加害に対する各種相談窓口の情報提供を行います	すいたトップDVステーション

市民のみなさんも取り組んでみませんか

どんな行為がDVにあたるのかを知り、自分の言動や周りの状況を見直してみましょう。

配偶者や交際相手から暴力を受けた場合は一人で悩まず、相談しましょう。

身体的、精神的、経済的、社会的、性的暴力などDVにあたる行為を知る

気付かぬうちにDVの加害者にならないか、自分の言動を振り返ってみる

周りに悩んでいる人がいたら、相談窓口への相談を勧める

基本施策3 困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

現状と課題

令和6年度(2024年度)の大阪府における女性の非正規雇用労働者の割合は 53.9%と半数を超えており、男性の 24.2%と比較すると大きな差があります(図1参照)。

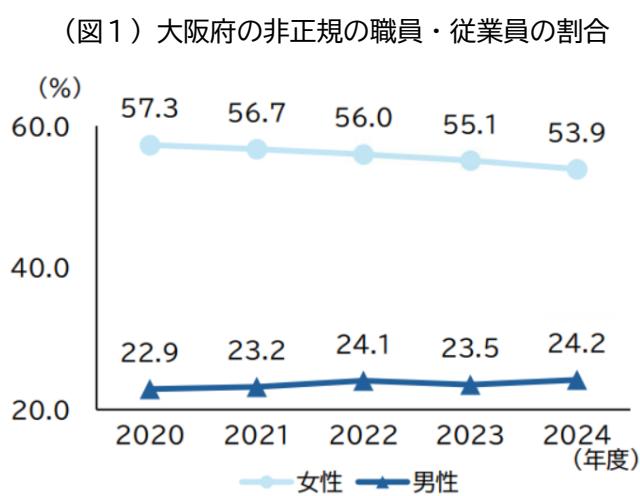
また、同じ雇用形態でも男女間に給与額の格差があり、その差は年齢とともに拡大している傾向が見られます(図2参照)。

経済社会における男女が置かれた状況を背景として、女性は貧困などの生活上の困難に陥りやすいことが考えられます。このような状況の中、高齢者、障がい者、ひとり親家庭、外国人など、生活上の困難を抱えている人は、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合があるため、これらの人人が安心して暮らすことができる環境づくりが必要です。

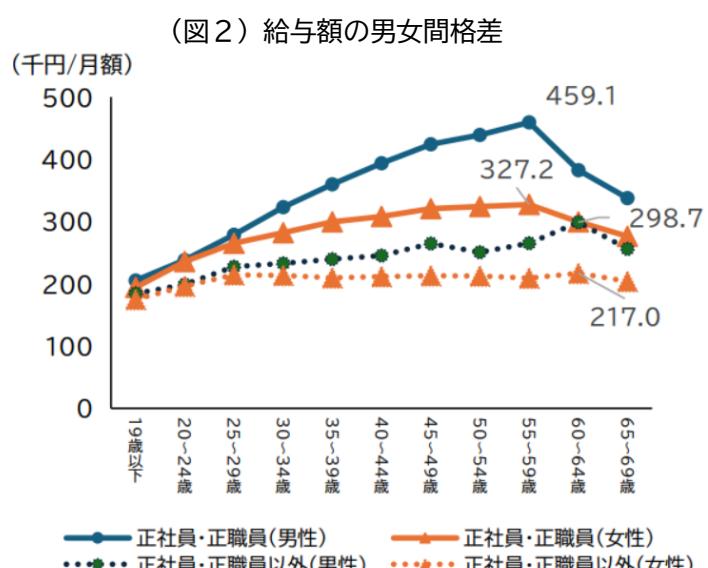
令和6年(2024年)4月に施行された女性支援法では、女性が日常生活又は社会生活を営むにあたり、女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことから、困難な問題を抱える女性を支援するための施策を講ずることが定めされました。女性が抱える問題が多様化するとともに複合化、複雑化していることを踏まえ、関係機関が連携して、それぞれに抱える困難な問題とその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を行うための体制を整える必要があります。

今後の方向性

- 令和7年(2025年)4月に開始した重層的支援体制整備事業の活用など、関係機関と連携して複合的な困難を抱える女性の支援に取り組みます。
また、取組を進めることにより、女性だけでなく、すべての人の人権が尊重される社会の実現をめざします。



資料：大阪府「大阪の就業状況」



資料：内閣府「女性活躍・男女共同参画の現状と課題」
(厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和6年(2024年)より作成))

計画推進の指標

指標	現状値	目標値 (2030年度)
就労支援事業に参加した生活保護受給者等の就労率	55.9% (2024年度)	60%以上
ひとり親家庭への就業支援により就業につながった人の割合	76.0% (2024年度)	100%

主な取組

1 貧困・高齢・障がいにより困難を抱える人への支援

女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意し、適切な対応ができるよう、関係機関との連携を強化し、支援を行います。

	取組の具体的な内容	主な担当室課
2-3-1	重層的支援体制整備事業を活用し、複合的な課題に対応できるよう他機関との連携強化を図ります	生活福祉室 高齢福祉室 障がい福祉室
2-3-2	生活困窮者等に対し、就労支援専門員を中心に、ハローワーク等と連携して就労を支援し、自立の助長を図ります	生活福祉室
2-3-3	養護者による高齢者虐待防止啓発のため、地域での出前講座や民生・児童委員等を対象に研修を実施します	高齢福祉室
2-3-4	障がい福祉サービス事業者、保健・医療・福祉・雇用の関係者等との虐待防止ネットワークを活用し、虐待の発生要因や取組に係る分析・検証を行うなど、虐待事案の未然防止及び早期発見のための取組を促進します	障がい福祉室

2 ひとり親家庭に対する支援

女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意し、ひとり親家庭の自立に向けた相談体制の強化や情報提供を行います。

	取組の具体的な内容	主な担当室課
2-3-5	ひとり親家庭が抱える課題に寄り添うために、相談窓口での支援や情報提供を行います。また、ひとり親家庭の経済的自立に役立つ講座の開催や情報提供を行います	男女共同参画センター
2-3-6	ひとり親家庭の経済的自立を促進するため、就労に必要な技能や知識を身につけるための講座を実施します	地域経済振興室 子育て給付課
2-3-7	ひとり親世帯等の相談体制を強化するとともに、就業支援や日常生活の支援、養育費確保に向けた取組を推進します	子育て給付課
2-3-8	医療費の助成・児童扶養手当の支給・福祉資金の貸付け制度による経済的自立に向けた支援をします	子育て給付課

3 在住外国人に対する支援

女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意し、在住外国人が安心して暮らすことができるよう支援します。

	取組の具体的な内容	主な担当室課
2-3-9	子育て中の在住外国人を支援するため、交流や情報交換の場を提供します	文化スポーツ推進室
2-3-10	通訳を必要とする帰国・渡日の児童生徒や保護者の支援のため、通訳者を派遣します	学校教育室

4 その他困難を抱える人への支援

女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意し、他の困難を抱えている人に対し、各種相談や伴走型の支援を行います。

	取組の具体的な内容	主な担当室課
2-3-11	ひきこもりでお困りの方やそのご家族を対象とした就労相談を実施します	地域経済振興室
2-3-12	子ども・若者総合相談センターで、困難を有する子供・若者(39歳まで)及びその家族に対し、相談員が関係機関と連携しながら、アウトリーチ(訪問)や面談等により自立まで伴走型の支援を実施します	青少年室

5 支援対象者への包括的な支援の提供

関係機関と連携し、困難を抱えている人を包括的に支援します。また、居場所の提供に取り組みます。

	取組の具体的な内容	主な担当室課
2-3-13	困難な状況に置かれている人が相談できる窓口で包括的に情報提供を行うとともに、関係機関と連携を図り、複合的な困難を抱える人を支援します	人権政策室
2-3-14	何らかの困難を抱える女性にとって居場所となるような、交流の場を設けていきます	男女共同参画センター
2-3-15	重層的支援体制整備事業の取組の中で相談支援体制の充実や地域で支え合う機能を高めるためのネットワークづくりを進めます	福祉総務室

市民のみなさんも取り組んでみませんか

貧困や高齢、障がい、ひとり親等の事情がある人は、1つでなく、複数の課題を抱えている場合があります。どのような困難があるか、どこに相談できるかなどを知り、周りに困っている人がいたら教えてあげましょう。

吹田市では、どこに
相談できるかHPを
見てみる

周りに困っている人が
いたら、相談先を
教えてあげる

基本施策4 ライフステージに応じた健康支援

現状と課題

誰もが健康で自分らしく生きていくためには、ライフステージに応じた健康支援が必要です。

また、男女が互いの性差を理解し、互いの特徴を尊重することがとても重要です。特に女性はライフステージに応じて生理、妊娠、出産、更年期など、心身の状況が大きく変化するため、女性特有の特徴に関する正しい知識や、出産などでの自己決定権を保障するリプロダクティブ・ヘルス/ライツについて、男女ともに理解促進が必要です。

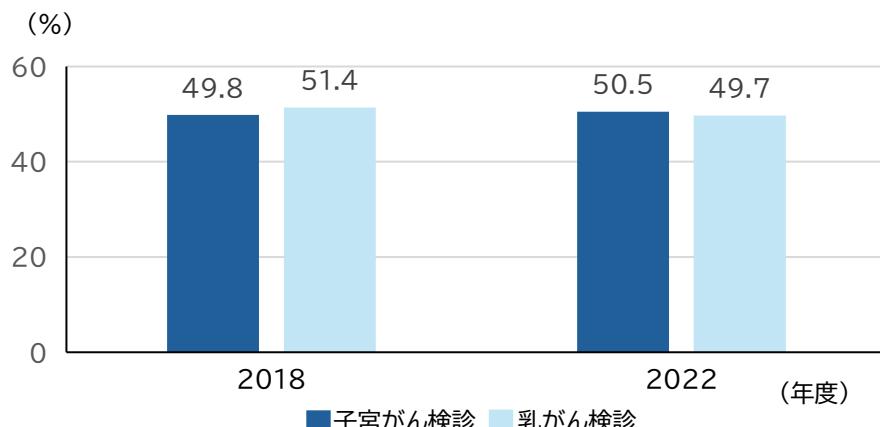
疾病的早期発見のためには、検診を定期的に受けることが重要であり、女性特有のがん疾患の早期発見のための健診として、子宮がん検診・乳がん検診があります。子宮がん、乳がんともに受診者は半数程度に留まっていることから、今後も受診を促す必要があります(図1参照)。

本市においても、ライフステージに応じた健康に関する情報発信・啓発を多様な機会を通じて実施しており、市民向け講演会や、市内の大学と連携した啓発活動、啓発物品の配布、市ホームページやSNSを活用した啓発など、様々な取組を行っています。

今後の方向性

- 性と生殖の正しい知識や、健康に関する定期的な情報発信に取り組み、誰もが心身の健康を享受できるよう、生涯にわたる健康支援を進めます。

(図1)子宮がん・乳がん検診の受診率



資料：令和4年度(2022年度)及び平成30年度(2018年度)
吹田市「市民意識調査」から算出

計画推進の指標

指標	現状値	目標値 (2030年度)
「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の認知度	15.7% (2024年度)	25%以上
子宮がん・乳がん検診受診率	子宮がん 50.5% 乳がん 49.7% (2022年度)	子宮がん 60%以上 乳がん 60%以上

主な取組

1 思春期における心とからだの健康づくりの推進

	取組の具体的な内容	主な担当室課
2-4-1	性感染症やエイズ予防、正しい性の知識に対する啓発活動を行います	保健給食室 青少年室

2 妊娠・出産期における健康支援

妊娠・出産に関する情報提供や継続的な支援を行います。

	取組の具体的な内容	主な担当室課
2-4-2	喫煙や飲酒が胎児や乳児に及ぼす影響について周知・啓発を行います	すこやか親子室
2-4-3	助産師等による面談や継続的なフォローを行い、産前・産後の切れ目ない支援を実施します	すこやか親子室

3 性差に応じた健康づくりの推進と介護予防の普及啓発の推進

ライフステージに応じた検診や講座を受けられるよう情報提供や支援を行います。

	取組の具体的な内容	主な担当室課
2-4-4	介護予防の普及啓発のため講座等を開催し、また、地域における自主的な介護予防のための活動を支援します	高齢福祉室
2-4-5	市民健康教室や市ホームページ、SNS等を活用し、性差に応じた生活習慣病予防やライフコースアプローチを踏まえた女性の健康づくりについての情報発信を行います	健康まちづくり室 成人保健課
2-4-6	子宮がん検診、乳がん検診、骨粗しょう症検診を実施し受診率向上を図るとともに、それらの疾患予防についての啓発を行います	成人保健課
2-4-7	保健師・管理栄養士・歯科衛生士が出前講座や相談の依頼に対応します	成人保健課

4 性と生殖についての理解の促進

性について主体的に考え、行動するために、正しい情報の提供を進めます。

	取組の具体的な内容	主な担当室課
2-4-8	成長とともに、また年齢を重ねるとともに変化する体についての正しい知識を持ち、リプロダクティブ・ヘルス/ライツやプレコンセプションケアの視点も踏まえ、主体的に健康で豊かな生活を送ることに役立つような意識啓発や講座等を実施します	男女共同参画センター
2-4-9	妊娠前からの健康づくりと性・妊娠に関する正しい知識の普及・啓発を行います	すこやか親子室
2-4-10	性感染症について、正しい知識の普及・啓発を図るとともに、性感染症に関する相談や早期発見のための検査を実施します	地域保健課
2-4-11	性に関する正しい情報を提供することで、性に関する教育の充実を図ります	学校教育室
2-4-12	大阪府が行っている「にんしんSOS」の普及・啓発を行うとともに様々な悩み相談に対応します	すこやか親子室 青少年室

市民のみなさんも取り組んでみませんか

まずは自分の身体・健康に関心を持ちましょう。そして、男女の身体の違いやライフステージの違いを知り、互いに尊重し合う気持ちを持ちましょう。

リプロダクティブ・
ヘルス/ライツの視
点を知りましょう

男女の身体の違い
を知り、お互いを大
切にする

健康診査を定期的
に受診しましょう

基本方向3 男女共同参画社会の実現に向けた環境の整備

基本施策1 男女共同参画意識の醸成

現状と課題

男女共同参画社会の実現には、性別や年齢、価値観等、多様な生き方に関する差別や偏見を解消し、互いに認め合い、自らの希望に沿った生き方を自由に選択できることが必要です。

令和4年度(2022年度)吹田市市民意識調査によると、「男女が性別にかかわりなく、共に個性や能力を発揮できる社会になってきている」と思う人の割合は、「そう思う」「どちらかというとそう思う」を合わせて37.2%と、前回調査の34.2%から3ポイント高くなっています(図1参照)。また、令和6年度(2024年度)男女共同参画に関する市民意識・実態調査では、「男は仕事、女は家庭」という考え方について「同感する」「どちらかといえば同感する」は合わせて19.5%と、前回調査の23.4%から3.9ポイント減少しており、性別による固定的な役割分担に肯定的な人の割合は減少傾向にあります(図2参照)。

一方で、男女の地位に関しては、多くの分野で「男性が優遇されている」又は「どちらかといえば男性が優遇されている」と感じている人が多く、中でも「政治の場」で76.6%、「社会全体として」で72.5%と高くなっています(図3参照)。男女共同参画の推進に向けて様々な取組を進めてきましたが、依然として男女間の不平等感は解消されていません。

世界経済フォーラムが公表する、男女格差を示すジェンダー・ギャップ指数の日本の順位は低い状況が続いている、令和6年(2024年)は148か国中 118 位となっています。ジェンダー平等の取組において、日本は国際的に大きく後れを取っていることが明らかになっています(図4・図5参照)。

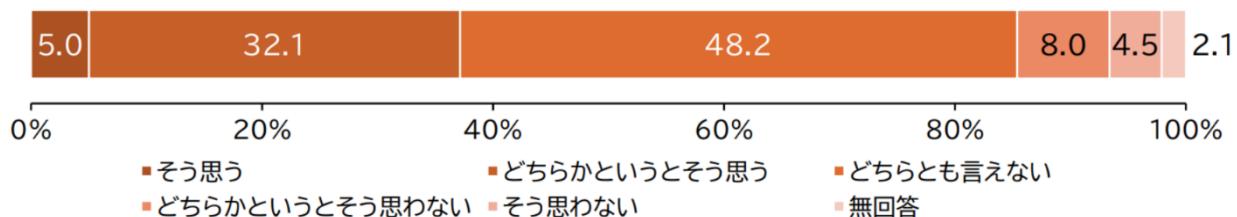
男女共同参画に関する意識の醸成には、固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスなどの解消を図るための啓発・情報発信を行うとともに、教育の場における幼少期からの理解促進や、あらゆる世代に対して学習の場を提供することが必要です。

今後の方向性

- すべての人が性別にかかわりなく、あらゆる分野における活動に対等な立場で参画できる社会の実現に向けて、あらゆる機会を通じて啓発・教育を行います。

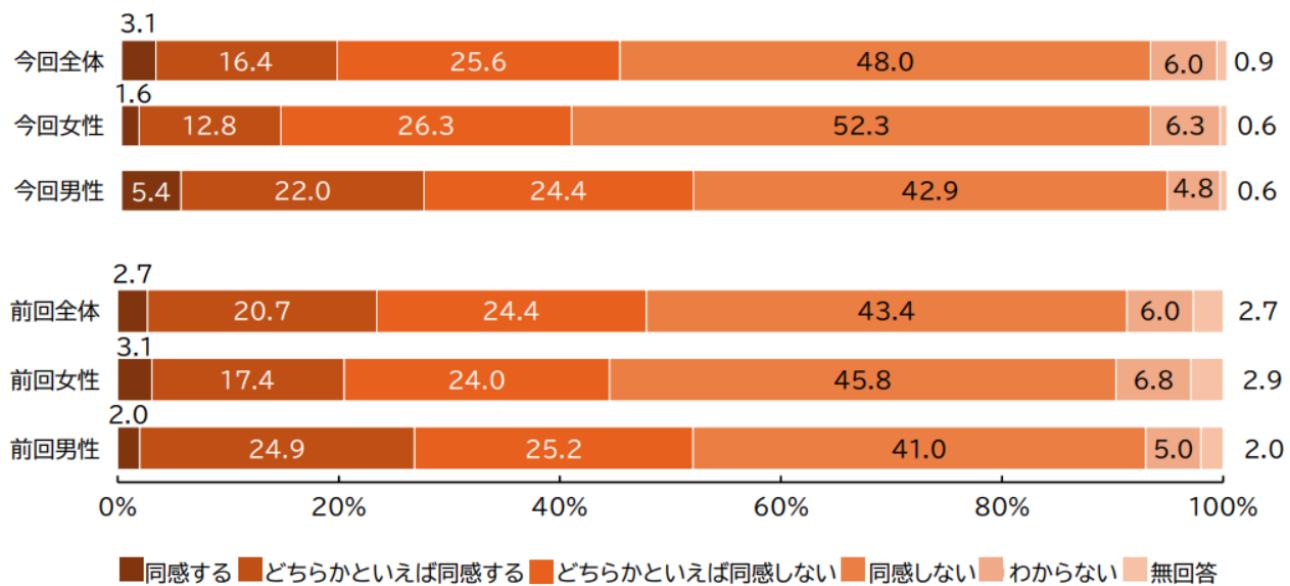
また、ジェンダー平等に関する国際的な動向を含めた様々な情報の発信に努めます。

(図1)男女が性別にかかわりなく、共に個性や能力を発揮できる社会になってきていると思う人の割合



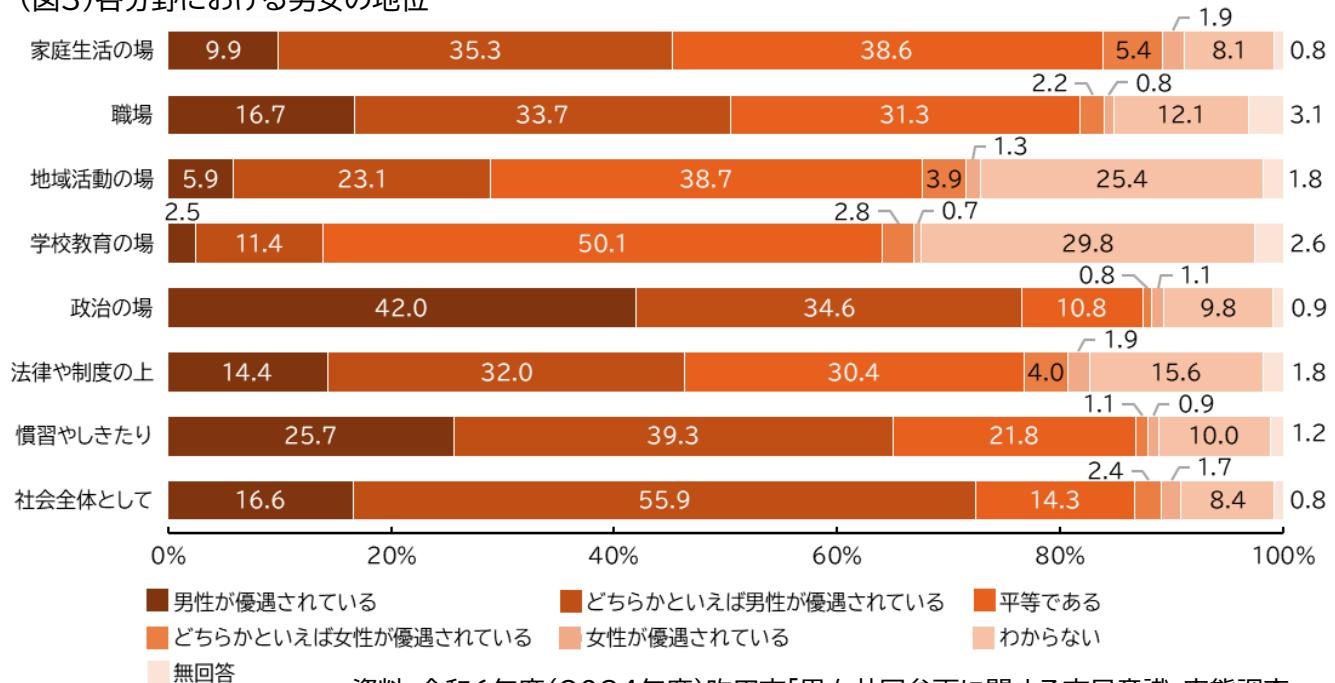
資料:令和4年度(2022年度)吹田市「市民意識調査」

(図2)「男は仕事、女は家庭」という考え方について



資料:令和6年度(2024年度)吹田市「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」
(前回:令和2年度(2020年度))

(図3)各分野における男女の地位

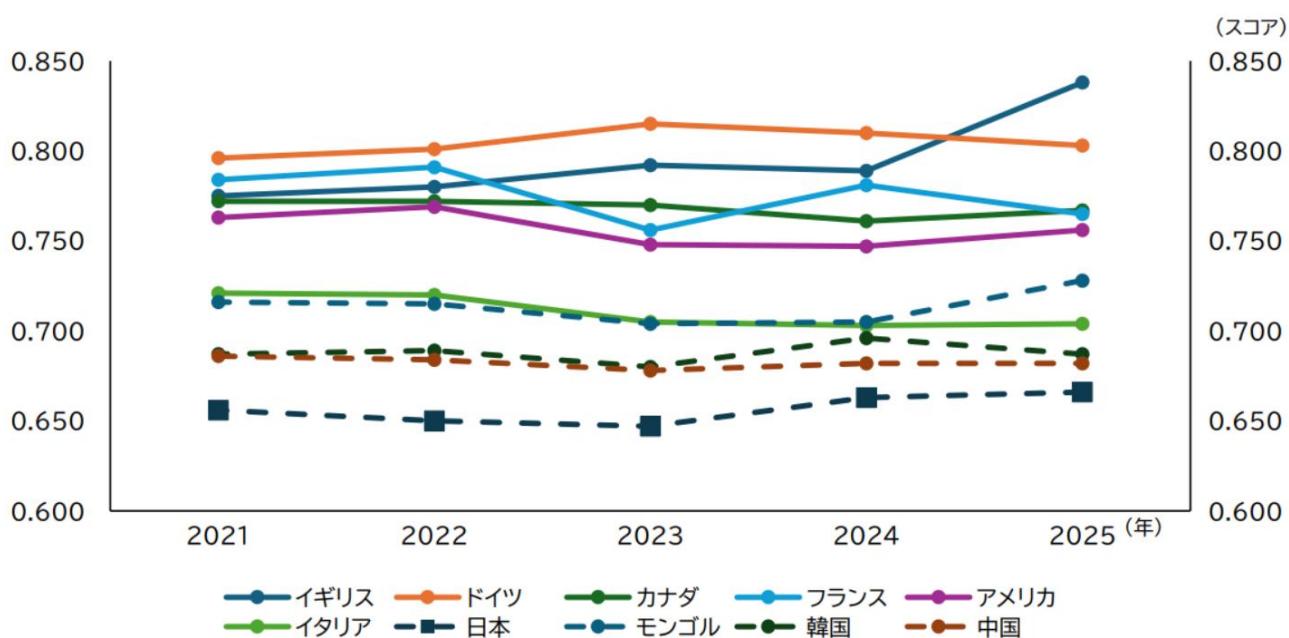


(図4)ジェンダー・ギャップ指数

調査国数	総合		経済		教育		健康		政治		
	順位	スコア	順位	スコア	順位	スコア	順位	スコア	順位	スコア	
2025年	148	118	0.666	112	0.613	66	0.994	50	0.973	125	0.085
2024年	146	118	0.663	120	0.568	72	0.993	58	0.973	113	0.118
2023年	146	125	0.646	123	0.561	47	0.997	59	0.973	138	0.057
2022年	146	116	0.650	121	0.564	1	1.000	63	0.973	139	0.061
2021年	156	120	0.656	117	0.604	92	0.983	65	0.973	147	0.061

資料:世界経済フォーラム「Global Gender Gap Report」

(図5)G7、東アジアでの総合スコア比較



(参考)G7と東アジアの順位の変化

	2021年	→	2025年
イギリス	23位(0.775)	→	4位(0.838↑)
ドイツ	11位(0.796)	→	9位(0.803↑)
カナダ	24位(0.772)	→	32位(0.767↓)
フランス	16位(0.784)	→	35位(0.765↓)
アメリカ	30位(0.763)	→	42位(0.756↓)
モンゴル	69位(0.716)	→	65位(0.728↑)
イタリア	63位(0.721)	→	85位(0.704↓)
韓国	102位(0.687)	→	101位(0.687→)
中国	107位(0.682)	→	103位(0.686↑)
日本	120位(0.656)	→	118位(0.666↑)

資料:世界経済フォーラム「Global Gender Gap Report」

計画推進の指標

指標	現状値	目標値 (2030年度)
男女共同参画・ジェンダー平等に係る教育の際の指導方法に関する教職員への研修・講座内容に対する肯定的評価率	100% (2024年度)	100%
「男は仕事、女は家庭」と思う市民の割合	女性 14.4% 男性 27.4% (2024年度)	男女とも 15%未満
社会全体として男女の地位は平等であると思う市民の割合	14.3% (2024年度)	30%以上
男女が共に個性や能力を発揮できる社会になってきていると思う市民の割合	37.2% (2024年度)	50%以上
吹田市男女共同参画推進条例の認知度	26.4% (2024年度)	50%以上
「ジェンダー・ギャップ指数」の認知度	45.9% (2024年度)	60%以上

主な取組

1 生涯にわたる男女共同参画・ジェンダー平等に係る教育の推進

固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、男女共同参画・ジェンダー平等に係る教育の推進に取り組みます。また、インターネットをはじめ、様々なメディアが発信する情報に対して主体的に対応ができるようメディア・リテラシーの育成に取り組みます。

	取組の具体的な内容	主な担当室課
3-1-1	学校等において男女共同参画・ジェンダー平等を含む人権教育の推進を年間計画の中で位置づけ、性別にとらわれない、児童生徒が持つ個性を尊重した教育に取り組みます	保育幼稚園室 学校教育室
3-1-2	ジェンダーにとらわれない視点に立ち、教材、絵本、玩具などを選定します	保育幼稚園室
3-1-3	男女共同参画・ジェンダー平等に係る教育の推進のため、教職員への研修の充実を図ります	学校教育室 教育センター
3-1-4	男女共同参画意識の形成に資する図書・資料等を収集し、児童生徒に貸し出します	学校教育室
3-1-5	デジタル・シティズンシップ教育を通じて、インターネットをはじめ様々なメディアにおける固定的な性別役割分担意識に基づく表現や、性・暴力表現など女性の人権を侵害する情報に対して、主体的に対応できるメディア・リテラシーの育成に取り組みます	教育センター
3-1-6	男女共同参画のための生涯学習を推進するため、講座、情報提供、学習機会の充実を図るとともに、新しい生活様式に対応したオンライン講座を実施します	まなびの支援課
3-1-7	男女共同参画意識の醸成に資する図書・資料等を収集し、市民に提供します。また、男女共同参画週間に合わせて、関連する図書コーナーを設置します	各図書館

	取組の具体的な内容	主な担当室課
3-1-8	青少年施設(夢つながり未来館・自然体験交流センター・自然の家・青少年クリエイティブセンター)における調理イベント及び自然体験活動、親子で参加する交流活動等を通じて、男女共同参画意識の形成を図ります	青少年室 青少年クリエイティブセンター

2 あらゆる世代・分野の市民に対する男女共同参画の効果的な啓発活動の推進

性別や世代等にかかわらず、誰もが多様な分野で活躍できるよう有効な情報や機会を提供します。

	取組の具体的な内容	主な担当室課
3-1-9	市報などで情報発信を行う際に、男女共同参画の視点を持って情報発信を行うよう努めます	広報課
3-1-10	公文書における男女共同参画の視点に立った文書表現について周知します	人権政策室
3-1-11	市報・広報誌・SNSなど多様な媒体を通じて男女共同参画に関する情報を発信します	人権政策室
3-1-12	市民意識調査を行い、その結果をホームページで公表するとともに施策に反映します	人権政策室
3-1-13	ジェンダー・ギャップ指数などの国際比較データやSDGsに関する情報提供を行います	人権政策室
3-1-14	固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消を促すために、講座の開催や情報の提供等により広く働きかけていきます	男女共同参画センター

3 多様な性に関する理解の促進

すべての人にとって、自分の性的指向・性自認が尊重され、自分らしく生きることができる社会を作るため、多様な性に関する理解の促進を図ります。

	取組の具体的な内容	主な担当室課
3-1-15	ジェンダーに関するDVDなどの貸出し、図書・資料の収集・提供に努めます	人権政策室
3-1-16	性的マイノリティの方が、お互いを人生のパートナーとすることを宣誓された事実を公に証明するパートナーシップ宣誓証明制度の周知に努めます	人権政策室
3-1-17	多様な性に関する研修や講演会等を実施し、啓発に努めます	人権政策室
3-1-18	ジェンダーの視点を取り入れた学校運営を行うとともに、多様な性に関する理解の促進を図るため、人権担当者会や10年経験者、初任者研修を通じて啓発を行います	学校教育室
3-1-19	教職員に対し、セクシュアリティやジェンダーについての研修の内容を充実させます	教育センター

市民のみなさんも取り組んでみませんか

みんなの暮らしの中にも、性別や年齢、人種等による偏った考え方があるかもしれません。
自分の考えと他の人の考えを見たり、聞いたり、比べて、偏りがないか一度見直してみませんか。

本市の男女共同参画
に関するHPを見る

男女共同参画に関する
調査や研究を見る

自分の周りで固定的
な考え方をしていない
か見直してみる

基本施策2 男女共同参画に関する拠点施設の活用促進

現状と課題

男女共同参画センター「デュオ」は、男女共同参画の推進に関する拠点施設として、講座、相談、情報発信、貸室の運営など、様々な活動を行っています。

男女共同参画の推進における課題は、日常の様々な場面に存在しています。当センターの講座では、生活の中の課題を具体的で関心を持ちやすいテーマにして扱っており、市民の方々にまなびの機会として提供しています。

生き方や人間関係などの悩みを心の内に抱えている場合には、アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)の影響を受けています。相談事業では、相談者が悩みを安心して吐き出し、共感してもらいつながら、自分自身の気持ちを整理できるよう支援をしています。DVに関する相談なども受けています。

情報ライブラリーでは、男女共同参画に関する図書や雑誌、DVDなどの資料を取り揃えています。気軽に読める書籍も、実用書も、お子さんと楽しめる絵本もあります。

また、当センターには男女共同参画推進員、通称「参画スタッフ」というボランティアの仕組みがあります。参画スタッフは、養成講座を受講して登録をした方々で、情報ライブラリーの情報発信や、一時保育の運営などに携わっています。当センターの親しみやすい雰囲気づくりにつながっています。

一方で、「令和6年度(2024年度)男女共同参画に関する市民意識・実態調査」によると、男女共同参画センターを知っている人の割合は 18.9%で、前回調査の 18.7%と比べて横ばいとなっています(図 1 参照)。また、同センターを知っている人のうち、利用したことがある人の割合は 24.4%で(図 2 参照)、利用したことがない理由としては、「特に理由はない」を除くと「男女共同参画センターについての情報がない」が 22.5%で最も多くなっています(図3参照)。

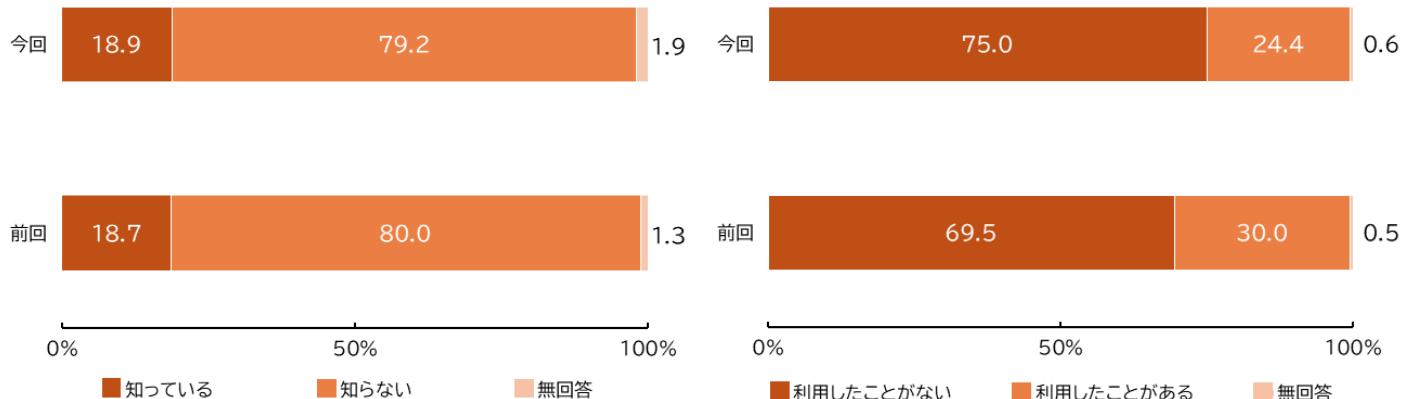
のことから、当センターに関する情報を市民に届けることが大切で、情報発信を強化していく必要があります。併せて、より多くの方が当センターを利用し、男女共同参画への理解を深めることができるように、当センターの活動内容を更に充実させることも大切です。

今後の方向性

- 男女共同参画センターの活動内容等について、SNSを活用するなど広く市民に情報提供します。

また、当センターがより多くの人に利用され、男女共同参画の推進につながるよう、活動内容の改善に努めていきます。

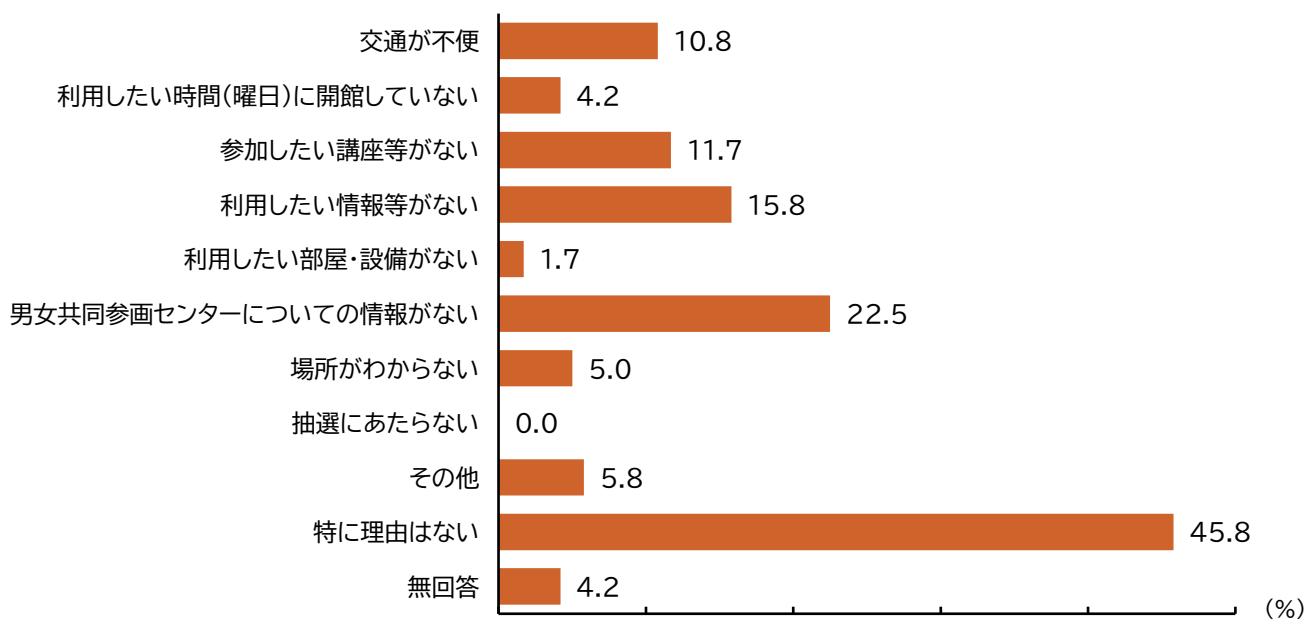
(図1)男女共同参画センター「デュオ」の認知度



(図2)男女共同参画センターの利用経験

資料:令和6年度(2024年度)吹田市「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」
(前回:令和2年度(2020年度))

(図3)「吹田市立男女共同参画センター デュオ」を利用したことがない理由



資料:令和6年度(2024年度)吹田市「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」

計画推進の指標

指標	現状値	目標値 (2030年度)
吹田市立男女共同参画センター「デュオ」の利用者数	39,220 人 (2024年度)	43,000 人
吹田市立男女共同参画センター「デュオ」の認知度	18.9% (2024年度)	30%以上

主な取組

1 市民との協働・連携

	取組の具体的な内容	主な担当室課
3-2-1	男女共同参画センターの取組に理解や関心のある市民に、吹田市男女共同参画推進員(以下「参画スタッフ」という。)として登録していただき、講座等の運営や情報発信に主体的に関わっていただくことで、男女共同参画に関するより深い学びの機会とします。また、参画スタッフと共に、他の市民にも男女共同参画が広がるよう取り組んでいきます	男女共同参画センター

2 男女共同参画センターの機能の充実と利用の促進

当センターがより多くの人に利用され、男女共同参画の推進につながるよう、活動内容の改善に努めていきます。

	取組の具体的な内容	主な担当室課
3-2-2	男女共同参画センターの様々な取組を広く知っていただけるよう、ホームページや SNS 等を通じた情報発信に努めます	男女共同参画センター
3-2-3	講座開催や情報提供に当たっては様々な世代を意識し、色々な視点から男女共同参画やジェンダー平等について学ぶことができるよう、多様なテーマの設定に努めます。また、講座については、オンライン形式の効果的な活用についても工夫していきます	男女共同参画センター
3-2-4	各種相談については、生き方、人間関係のほか、暴力に関するなど内容は様々であり、それぞれの状況に応じた対応が必要となります。安心してご利用いただき、相談者の支援につながるよう取り組んでいきます。また、男性電話相談について周知に努めます	男女共同参画センター
3-2-5	施設をより便利に利用し、親しんでいただけるよう、施設管理、使用手続き、運用等について改善していきます	男女共同参画センター

市民のみなさんも取り組んでみませんか

男女共同参画センターを訪れて、その活動に触れてみませんか。

センターの活動や、発行している冊子などを見る・読む

センターで実施している講座に参加する

活動団体に参加する

第4章 計画の推進

1 庁内における推進体制

吹田市男女共同参画推進本部(市長・副市長・部長等で構成)による計画の総合調整と、同幹事会(関係室課長等で構成)における横断的な連携による推進を図ります。

2 市民と行政との協働

- (1)吹田市男女共同参画審議会を公募による市民委員や事業者からの推進による委員を含めて構成し、広く意見を求め、実行ある施策の推進を図ります。
- (2)男女共同参画を推進する団体・グループ等と連携し、情報・意見交換を行い、施策の推進を図ります。
- (3)吹田市男女共同参画推進員とともに、地域に根差した活動を進めます。
- (4)様々な機会を捉えて市民や事業者へ計画を周知し、男女共同参画施策に対する関心を高めます。
- (5)市民・事業者と協働して男女共同参画施策の推進を図ります。

3 計画の進行管理及び検証

計画の実行性を高め、総合的に推進していくために、PDCAサイクルによる進行管理を行います。また、吹田市男女共同参画推進条例第19条に基づき、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等について具体的な数値や成果を示した年次報告書を作成・公表し、吹田市男女共同参画審議会へ報告します。

4 計画推進のための目標値(一覧)

基本方向	番号	指標	現状値	目標値(2030年度)	指標の出典	参照頁
1 あらゆる分野における男女共同参画の推進	1	市職員の管理職(課長代理級以上)に占める女性の割合	26.5% (2024年度)	30%以上	本市実績	23
	2	審議会等委員における女性の割合	31.9% (2024年度)	40%~60%	本市実績	23
	3	女性委員がいない審議会等の割合	4.9% (2024年度)	解消する	本市実績	23
	4	市内の事業所の管理職に占める女性の割合	20.9% (2024年度)	25%以上	吹田市 労働事情調査	25
	5	管理職への登用において「平等である」と思う人の割合	27.1% (2024年度)	40%以上	男女共同参画に関する市民意識・実態調査	25
	6	男性市職員の育児休業取得率	75.0% (2024年度)	85%以上	本市実績	30
	7	育児休業を取得した男性市職員のうち、1か月以上取得した人の割合	80.4% (2024年度)	90%以上	本市実績	30
	8	育児休業・介護休業制度の利用があった事業所の割合	15.3% (2024年度)	20%以上	吹田市 労働事情調査	30
	9	ワーク・ライフ・バランスに関する啓発の実施回数	5回 (2024年度)	5回	本市実績	30
	10	吹田市防災会議における女性委員の割合	22.9% (2024年度)	30%以上	本市実績	34
2 ジェンダーに基づく暴力の根絶と安心・安全な暮らしの実現	11	ハラスメントの相談窓口もしくは制度を定めている事業所の割合	27.9% (2024年度)	40%以上	吹田市 労働事情調査	38
	12	セクシュアル・ハラスメントが同性間でも成立することを知っている人の割合	63.7% (2024年度)	70%以上	男女共同参画に関する市民意識・実態調査	38
	13	すいたトップDVステーションの認知度	14.1% (2024年度)	30%以上	男女共同参画に関する市民意識・実態調査	43
	14	中学校におけるデートDVについての学びの実施	12校 (2024年度)	18校	本市実績	43
	15	配偶者や交際相手から何らかの暴力を受けたがどこにも相談しなかった人の割合	44.6% (2024年度)	30%未満	男女共同参画に関する市民意識・実態調査	43
	16	就労支援事業に参加した生活保護受給者等の就労率	55.9% (2024年度)	60%以上	本市実績	48
	17	ひとり親家庭への就業支援により就業につながった人の割合	76.0% (2024年度)	100%	本市実績	48
	18	「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の認知度	15.7% (2024年度)	25%以上	男女共同参画に関する市民意識・実態調査	51
	19	子宮がん・乳がん検診受診率	子宮がん 50.5% 乳がん 49.7% (2022年度)	子宮がん 60% 乳がん 60% 以上	吹田市 市民意識調査	51

基本方向	番号	指標	現状値	目標値 (2030 年度)	指標の出典	参照頁
3 男女共同参画社会の実現に向けた環境の整備	20	男女共同参画・ジェンダー平等に係る教育の際の指導方法に関する教職員への研修・講座内容に対する肯定的評価率	100% (2024 年度)	100%	本市実績	57
	21	「男は仕事、女は家庭」と思う市民の割合	女性 14.4% 男性 27.4% (2024 年度)	男女とも 15%未満	男女共同参画に関する市民意識・実態調査	57
	22	社会全体として男女の地位は平等であると思う市民の割合	14.3% (2024 年度)	30%以上	男女共同参画に関する市民意識・実態調査	57
	23	男女が共に個性や能力を発揮できる社会になってきていると思う市民の割合	37.2% (2024 年度)	50%以上	吹田市市民意識調査	57
	24	吹田市男女共同参画推進条例の認知度	26.4% (2024 年度)	50%以上	男女共同参画に関する市民意識・実態調査	57
	25	「ジェンダー・ギャップ指数」の認知度	45.9% (2024 年度)	60%以上	男女共同参画に関する市民意識・実態調査	57
	26	吹田市立男女共同参画センター「デュオ」の利用者数	39,220 人 (2024 年度)	43,000 人	本市実績	61
	27	吹田市立男女共同参画センター「デュオ」の認知度	18.9% (2024 年度)	30%以上	男女共同参画に関する市民意識・実態調査	61